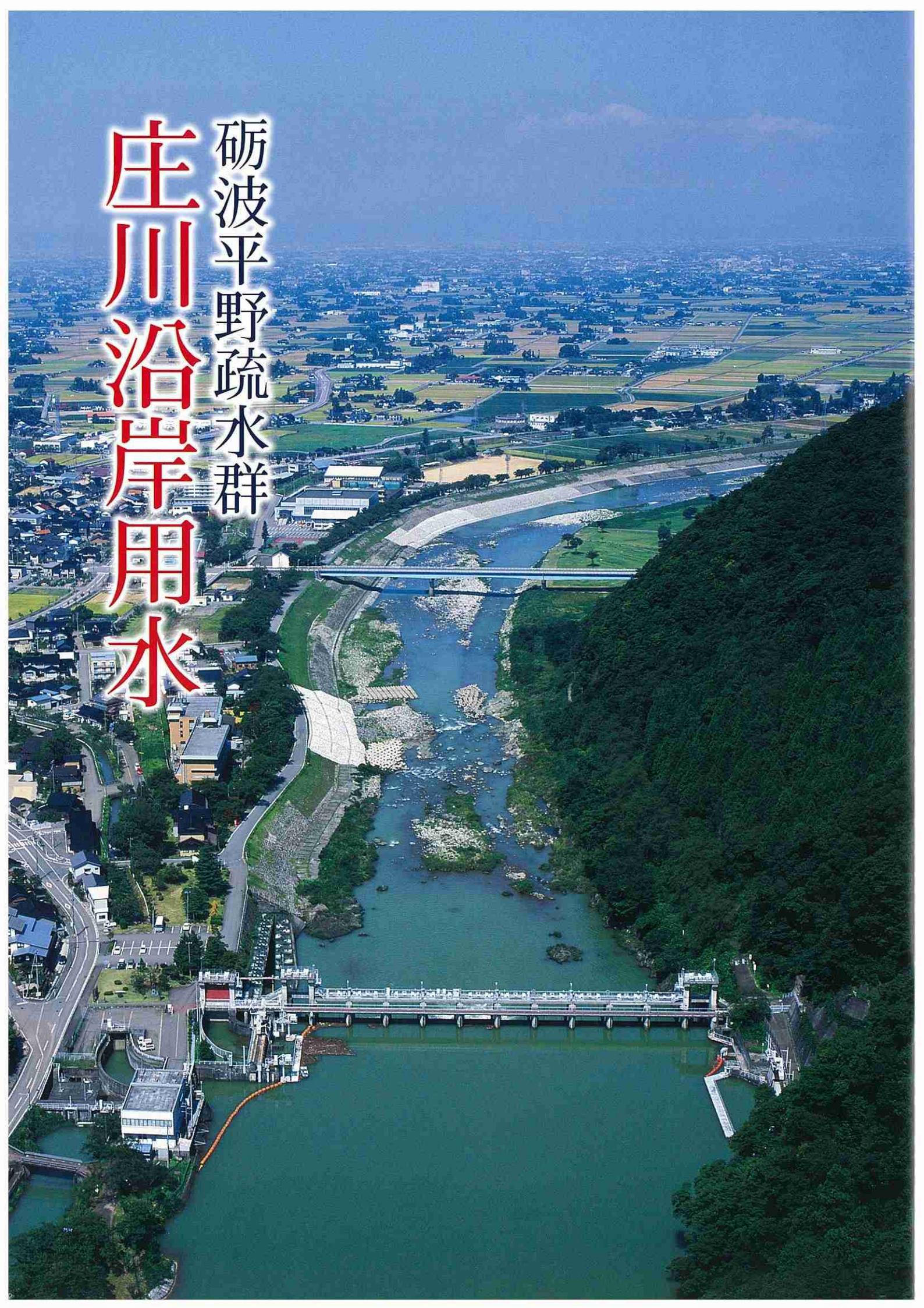


# 庄川沿岸用水

砺波平野疏水群



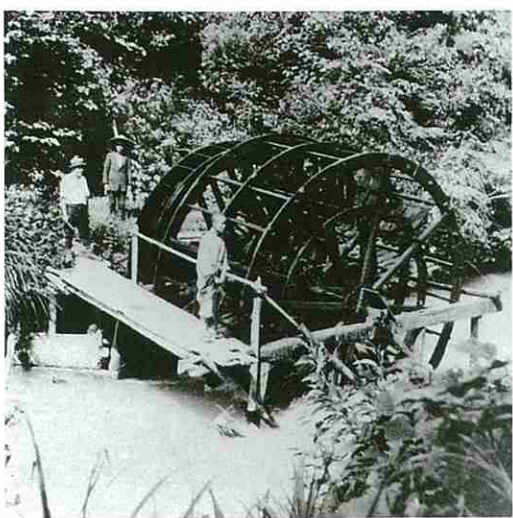




**庄川**  
庄川は岐阜県の中山に源を發し、飛騨高原の谷川と白山の南側の水を集めながら溪谷を北流、砺波市金屋付近で平野部に出た後、富山湾に注ぐ全長約114キロメートルの急流河川である。



「松川除」の築造  
洪水によりたびたび河道が変わり、水害に悩まされてきた。寛文9年(1669)の洪水でさらに中田川へ水勢が移動したのを機に、藩では千保川等の分流を遮断し、庄川河道を中田川へ一本化するため、長さ1.5キロメートルに及ぶ大堤防(松川除)を築いた。44年の歳月を要して、正徳4年(1714)に完成した。



**合口前の庄川沿岸諸用水**  
12の用水は、庄川の本流からそれぞれ取入口を設けて取水していた。洪水時には取入口に配した工作物が流され、復旧に多大な労力と費用がかかり、干ばつ時には通水が極めて困難になるなどの苦勞が絶えなかった。他用水と利害が互いに影響し合い、合口までには長い道のりがあった。



合口前の庄川沿岸諸用水  
12の用水は、庄川の本流からそれぞれ取入口を設けて取水していた。洪水時には取入口に配した工作物が流され、復旧に多大な労力と費用がかかり、干ばつ時には通水が極めて困難になるなどの苦勞が絶えなかった。他用水と利害が互いに影響し合い、合口までには長い道のりがあった。



**小牧ダムの築造**  
大正5年(1916)、浅野総一郎は庄川水域での発電計画を立て、県に水利使用許可を出願した。小牧ダムは高さ79メートル、長さ285メートル、発電有効落差最大103メートルで、「東洋一」と称された。大正12年、小牧ダムの起工式が行われた。巨大ダムの築造計画は住民を不安に陥らせる一方で、合口化を進める好機ともなった。



浅野総一郎(右)

大正5年(1916)、浅野総一郎は庄川水域での発電計画を立て、県に水利使用許可を出願した。小牧ダムは高さ79メートル、長さ285メートル、発電有効落差最大103メートルで、「東洋一」と称された。大正12年、小牧ダムの起工式が行われた。巨大ダムの築造計画は住民を不安に陥らせる一方で、合口化を進める好機ともなった。



**庄川流木事件**  
木材関係者や青島村は庄川の流木を利用して木材を輸送していたが、途中でダムが建設されたらば流木の障害となるとして、小牧ダム工事に反対していた。大正15年(1926)、飛州木材(株)は、発電工事認可の取り消しを求める行政訴訟を起こした。



**庄川用水合口事業の完了**  
大正15年(1926)、通常県議会で庄川用水合口事業の実施が決定したが、地元負担金、流木事件などの問題が続出して事業決定から数年経過した。昭和9年(1934)ようやく着工となり、昭和18年に完工した。この合口事業によって、各用水は安定した取水が可能になった。平成16年、穀倉地帯の近代化を支えた庄川合口堰堤が国登録有形文化財の指定を受けた。



登録有形文化財  
第16-0071号  
この建造物は貴重な国民的遺産です  
文化庁



**幹線用水路の改修**  
昭和22年(1947)から同29年にかけて二万石用水をはじめとした6水路において県営の改良事業が行われた。用水の安全確保と維持管理労力・費用の軽減が図られた。



**砺波平野のほ場整備**  
昭和37年、県下のトップを切って砺波市東野尻地区ではほ場整備事業が実施された。50年代後半までに砺波平野全域にわたりほ場整備が完了した。



**庄川地区のかんがい排水事業**  
二万石新・山見八ヶの各用水の取水を二括取水に変え、老朽化した用水路を改修して、用水配分の合理化を目指した。この事業は昭和50年(1975)に着工され、86億円余の巨費を投じて平成11年(1999)に完成した。事業によって節約された用水の一部は上水道用水として利用され、先進的な土地改良事業として注目された。



**農業用水利用の安川発電所と示野発電所**  
昭和63年(1988)、県営かんがい排水事業の二環として安川発電所が建設された。また、平成11年(1999)に二万石用水幹線水路に示野発電所を建設した。農業用水に付設された水力発電は再生可能なクリーンエネルギーを生むうえ、土地改良施設の維持管理費の軽減に貢献している。



地域の資産としての農業用水  
農林水産省が平成18年に選定した「疏水百選」に、鷹栖口用水(砺波平野疏水群)が選ばれた。現在農業用水は単に農業だけでなく、防火用水や消融雪水など地域の生活用水としても利用されている。貴重な水資源として、散居の景観とともに次世代に引き継いでいくことが求められている。



根尾宗四郎



前田利常



砂土居行雄



川合又八

庄川の水利利用を切り開いた先人たちは、庄川の川筋を変えた前田利常、芹谷野用水を開き24カ村を誕生させた折橋九郎兵衛と川合又八。利害対立を乗り越えて、庄川用水合口事業を推進した根尾宗四郎、小牧ダムの建設により合口を決定つけた浅野総一郎。庄川分水問題で新しい水利利用秩序を確立した砂土居行雄。



# 発刊の言葉

庄川沿岸用水土地改良区連合  
理事長 山邊 美嗣

散居村で知られる砺波平野と射水平野の一部の広大な地域は、古来庄川の肥沃な耕土を運び、豊かな恵みを享受して、今では、活力に満ちた農業農村地帯を形成しています。

徳川時代、この地方は加賀藩の治下となり、藩は砺波扇状地平野を穀倉地帯にしようと庄川の治水と開田に藩の力を傾注してきました。

しかし、庄川は急流で治山・治水が不十分なため、洪水のたびに取入れ施設の流出や堤防の決壊を繰り返し、被害がたびたび起こっていました。

合口以前の用水は、左右岸あわせて9カ所の取入れが庄川の7キロメートルにわたって点々と設けられており、上流優先の取水が行われ、下流は水不足となり、干ばつの被害が起きるなど、物心両面で人知れぬ苦勞が常にあったのであります。

我々の先祖たちが、大事な用水を取入れするため、不安定な聖牛・川倉などの工作物で導水し、災害を最小限に食い止めるようとした苦勞、また洪水のたびに工

作物を作り替えた苦勞を思うとただ頭の下がる思いがいたします。

この苦勞を克服するには、庄川の河道を固定して砺波平野を洪水から守ることと、左右岸12用水を合口するほか、万全の解決策はありませんでした。

そこで、小牧に発電用ダムの建設計画が発表されたことを契機に、当時の根尾宗四郎ほか指導者の努力と国・県関係者の支援、関係農民の自覚と協力によって、県営事業として近代土木技術の粋を集めて合口堰堤・基幹水路を施工し、かつ水路の落差を利用して発電するなど、庄川の水利は多用途化と広域化が始まりました。

この合口事業は、庄川の用水史上特筆すべきもので、早害、水害を絶滅し、理想の公正な水配分を可能にし、近代の豊かな営農が実現しました。

また、これにより人々と庄川の関わり合いが深まり、その水利は単に農業生産だけでなく、砺波平野の豊かな自然環境や生活環境を作り上げ、地域文化の形成にも深く関わり、今では、ここに住む住民は日々庄川の恵みに感謝して生活しております。

このたび、農業用水水源地域保全対策事業普及促進の一環として『砺波平野疏水群 庄川沿岸用水』を発刊できますこ

とは、我々が祖先の苦勞を偲び先輩諸兄の功績をたたえ、これを子孫に伝えるよい機会となり、極めて意義深いことであり、将来の地域農業への躍進を期する糧となりますならば幸いです。

終わりに、発刊にあたり編集に格段のご協力を賜りました佐伯安一氏はじめ、編集委員各位に対し深甚の敬意を表し、発刊の言葉といたします。

平成二十一年三月



## 『砺波平野疏水群 庄川沿岸用水』 目次

発刊の言葉 4

第1話 庄川の流路変遷と加賀藩の治水 6

庄川の東遷  
天正大地震と新しい川筋  
加賀藩による治水工事

第2話 庄川扇状地諸用水の沿革 8

山見八ヶ用水 10  
新用水 11  
二万石用水 12  
舟戸口用水 13  
鷹栖口用水 14  
若林口用水 15  
新又口用水 16  
千保柳瀬合口用水 17  
芹谷野用水 18  
三合新用水 19  
六ヶ用水 20  
針山口用水 21

第3話 小牧ダム築造と合口への動き 22

用水合口の必要性  
小牧ダムの築造  
両岸で合口期成同盟を結成

第4話 庄川用水合口堰堤の完成 24

合口事業の実施

庄川流木事件

昼夜兼行での堰堤工事

第5話 和田川総合開発と水利の再編 26

雄神発電計画の波紋  
和田川分水問題の解決  
境川ダムの建設

第6話 水路の整備と水利の合理化 28

基幹水路の改良  
山麓地帯を潤す南砺用水  
県営かんがい排水事業庄川地区  
農業用水利用の小水力発電

第7話 地域の暮らしを支える農業用水 30

水と緑に恵まれた散居村  
農業用水の多面的利用  
地域全体で取り組む維持管理

第8話 先人たちの事跡 32

庄川の川筋を変えた前田利常  
芹谷野用水を開いた折橋九郎兵衛と川合又八  
庄川用水合口事業を推進した根尾宗四郎  
合口を決定つけた小牧ダムの建設者・浅野総一郎  
新しい水利利用秩序を確立した砂土居行雄

庄川沿岸用水年表 34

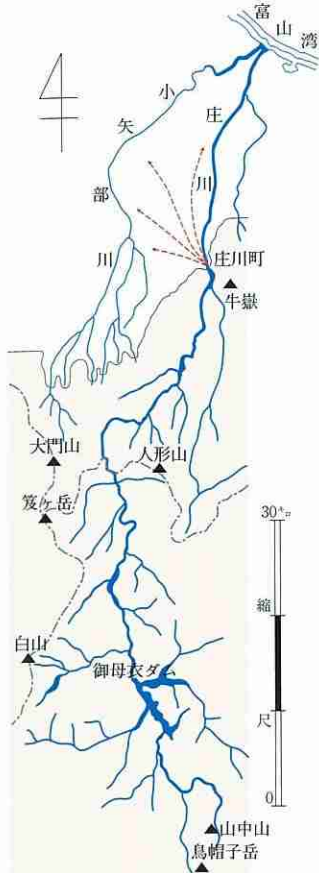
主要参考文献 35



# 庄川の流路変遷と加賀藩の治水

## 庄川の東遷

庄川は岐阜県の山中山（1631・4メートル）に源を発し、飛騨山系と白山山系で育まれた豊かな森の水を集めながら深く刻まれた溪谷を北流、砺波市金屋付近で平野部に出た後、富山湾に注ぐ。全長約114キロメートル、流域面積1189平方キロメートルの93%を山地が占める急流河川である。金屋を扇頂部として、見事な扇状地が形成されている。この扇状地は庄川の氾濫のたびに上流から運ばれてきた砂礫が堆積してできたもので、ゆるやかに傾斜しながら南西から北にかけて弧状に広がっている。その扇状地に網の目のように張り巡らされた用水路が、砺波・射水平野の穀倉地帯を潤している。



庄川流域概要図

現在の庄川は扇状地の東寄りの流れ

ているが、この河道に固定されたのは今から300年ほど前のことである。それ以前は、金屋付近から幾筋もの分流となり、その流れも洪水ごとに変化して定まらなかった。あるときは大流路となり、あるときは小分流となって互いに交錯し合い、砺波平野に土砂を運び出していた。

大伴家持が国司として越中に赴任していた奈良時代、庄川の主流は北西方向へ流れて津沢付近で小矢部川に合流していた。上流砺波郡では雄神川、下流射水郡では射水川と呼ばれていた。その後、河道はだんだん東に移った。江戸時代中期の記録には、応永13年（1406）の大洪水で庄川の本流は野尻川に移り、さらに中村川から千保川に移動したと記されている。

治水技術が未熟であった時代、自然の営みに抗して川の流れを制御することは困難であった。平野周辺の山麓や扇状地の末端付近は洪水の恐れが少な

いので早くから村々ができた。また、油田周辺や久泉遺跡以北のように川筋の間の微高地には古代の須恵器の出土するところもあるが、広大な扇状地の大部分は未開拓のまま残されていた。

天正13年（1585）より前田氏が越中の砺波・射水・婦負三郡を領有す

## 天正大地震と新しい川筋

天正13年（1585）より前田氏が越中の砺波・射水・婦負三郡を領有す



庄川の河道変遷



弁才天(砺波市庄川町庄地内)

ることになった。当時、庄川は千保川を主流としていたが、同年11月、砺波平野から岐阜県北西部にかけての大地震が起こり、庄川の様相は一変した。金屋黒地内で山崩れが発生、崩れ落ちた土砂が庄川をせき止めてしまった。20日ほどたつと、満水となった川水が流れ出した。このとき水流は今の弁才天社ところで二つに分かれ、一つはもとの千保川へ、一つは弁才天社の東へ入って新しい川筋を作った。この新しい流れが後の庄川本流となるのである。

天正大地震の後もたびたび洪水が起こり、主流が千保川へ流れることもあった。寛永7年（1630）の大洪水では新しい川筋の中田川へ流入し、千保川に劣らない大流となった。しかし、その後の洪水で庄川の本流はまたもや

千保川へ流入するようになった。

その頃、千保川下流の高岡では加賀藩二代藩主前田利長の菩提寺として瑞龍寺の造営が進められていた。千保川（東筋）が洪水になれば支流の柳瀬川の水が造営中の瑞龍寺に浸水する恐れがある。庄川扇状地の新田開発を進めるためにも、庄川の水勢を中田川に移し、砺波平野全体を水害から守る対策が求められた。

## 加賀藩による治水工事

承応2年（1653）、前田利常は地元十村らに中田川の河床を掘り下げ、柳瀬川の水を中田川へ移すよう命じた。このとき利常は「弁才天之上」でさらえるよう命じたので、弁才天前から取水している諸用水は驚き、反対の陳情書を提出した。

その頃、千保川には2カ所の流入口があった。一つは弁才天前からの直接の流入口であり、もう一つは下流の太田村の南にある千保口用水の取入口である。後者は祖泉地内で決壊して柳瀬川となり、下流の清水近くで増仁川へ入って、瑞龍寺の寺地へ至った。結果的には柳瀬川の流入口である祖泉地内で大規模な「柳瀬普請」が行われ、弁才天前の川さらえは行われなかったが、瑞龍寺を水害から守るという利常の意向は達せられたわけである。

その後、寛文9年（1669）の洪水でさらに中田川へ水勢が移動した。それを機会に藩では千保川等の分流を

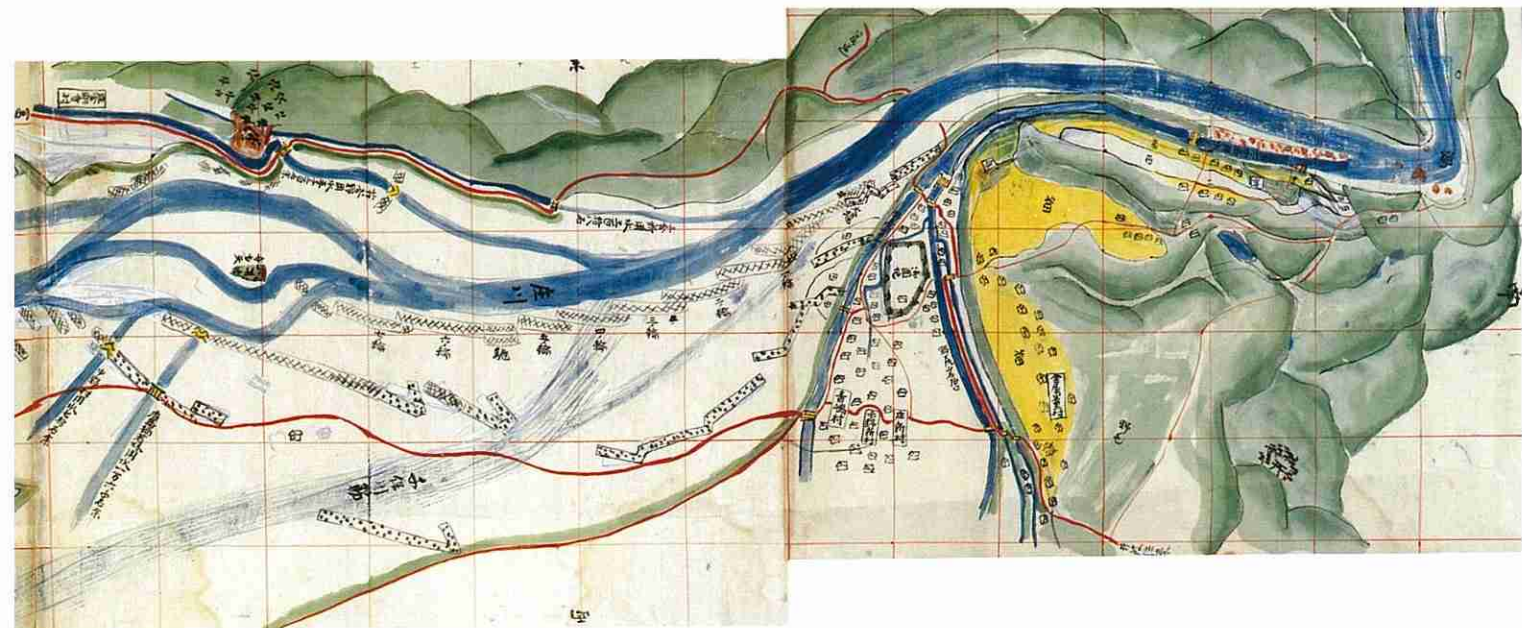
遮断し、庄川河道を中田川へ一本化するため、寛文10年、庄川扇頂部の弁才天前で大堤防の築造に着手した。ここに長さ1・5キロメートルに及ぶ大堤防を築き、千保川・中村川・野尻川の3分流を締め切った。44年の歳月と砺波・射水・氷見3郡から延べ100万人を越すと考えられる労力、そして巨額の費用を投じて、正徳4年（1714）に完成したという。その後も前方に前堰が築かれ、弁才天前御川除工事として幕末まで続いた。

文化4年（1807）、本堰の根固めとして松の木数百本が両側に植えられたため、俗に「松川除」と呼ばれた。今に残る前堰の松は弘化2年（1845）の植栽である。

松川除の完成後、扇中央部が洪水より守られるようになった。農民たちは自然流を用水路に改修し、川跡に開田を進めていった。



松川除(前堰、右手後方に見える森は弁才天島)

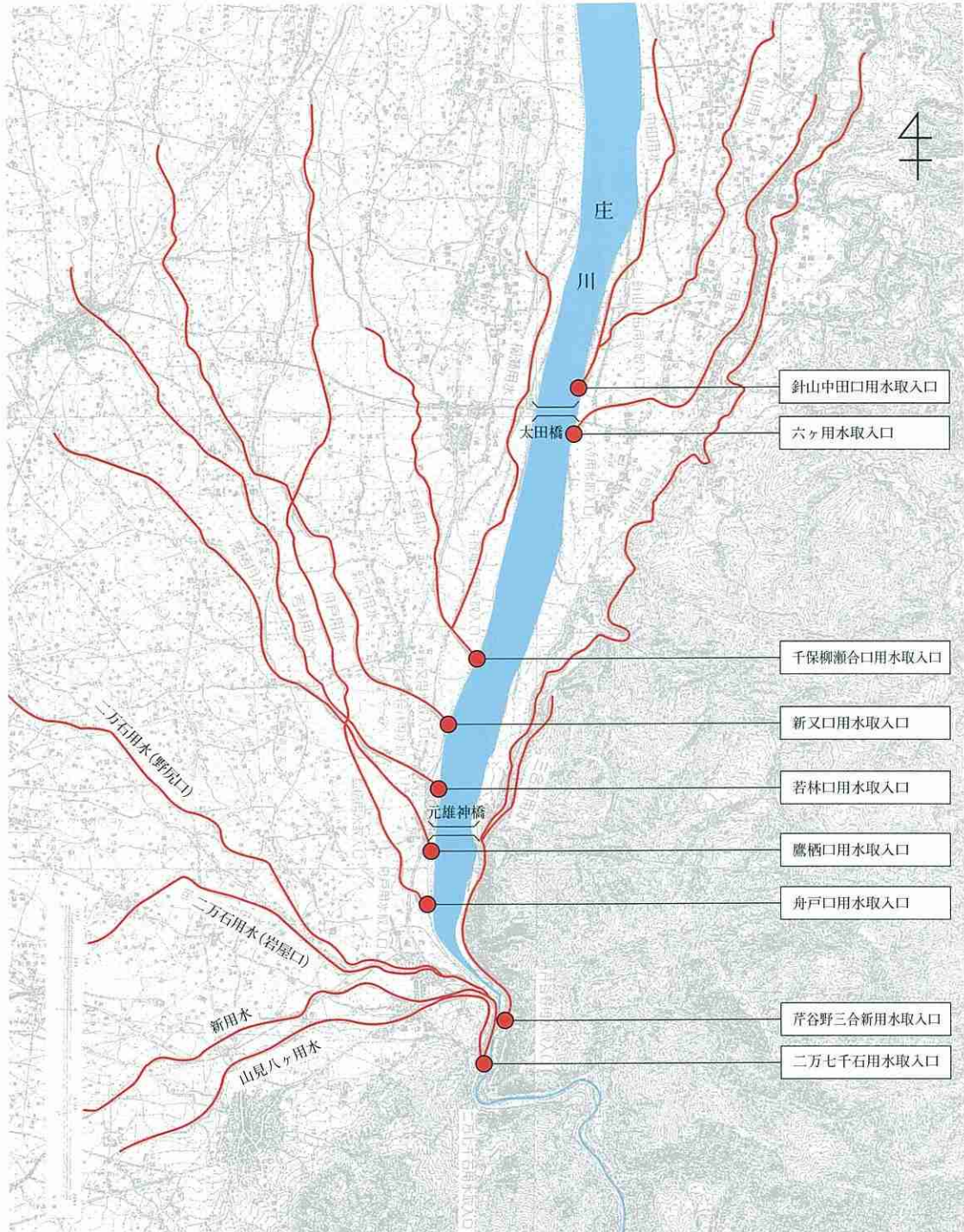


石黒信由の松川除の図(寛政11年(1799)6月、射水市新湊博物館蔵)

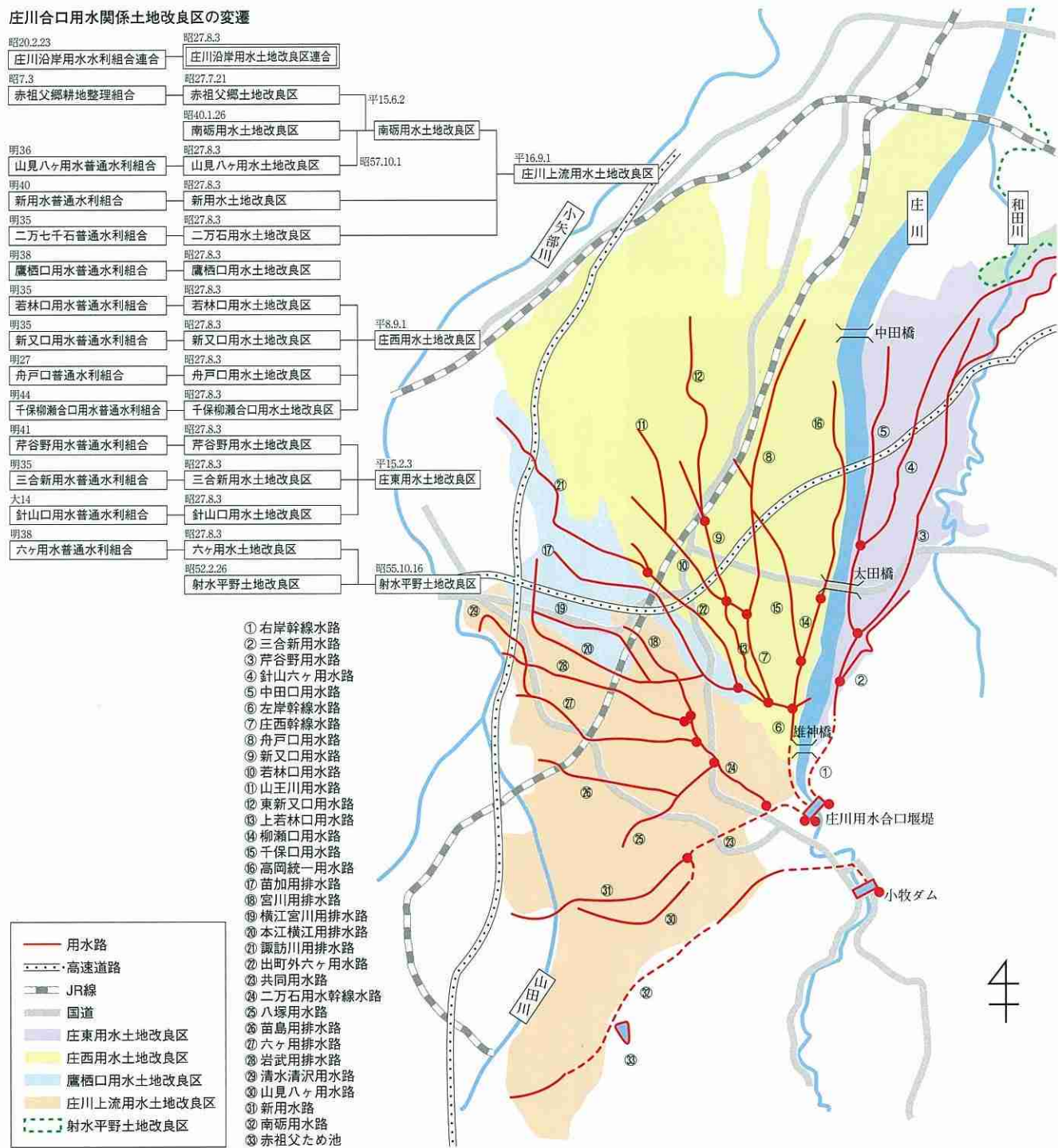


# 庄川扇状地諸用水の沿革

合口前の用水取入口位置図（昭和10年）



合口後の各用水路概要図（平成20年）



庄川から導水する用水路で最も古い時期に開削されたのは、上流の新用水と山見八ヶ用水である。両用水は庄川扇状地の南砺山麓地帯を潤すものであり、庄川の中ほどにある赤岩を利用して比較的簡単に水を取り入れることができた。扇状地へ水を引くことは中世の技術では難しく、微高地に点在する村々を除いて大部分が未開拓のまま残されていた。

藩政期に入り、庄川の旧分流の川跡などを利用して、いくつもの用水路が整備された。明暦元年（1655）の資料には、野尻川筋に野尻口用水・岩屋口用水、中村川筋に鷹栖又口用水、千保川筋に千保口用水・柳瀬口用水、中田川筋に針山口用水などの名が記されている。寛文3年（1663）より菅谷野段丘の開拓が進められ、菅谷野用水、三合新用水が開削された。やや遅れて、享保2年（1717）には射水郡の太閤山辺りに引水する六ヶ用水が開削された。

このように用水路の開削と新田開発が急速に進展したのは、加賀藩の庄川治水ならびに農政方針によるものであり、治水技術の進歩がこれの後押しした。改作法と呼ばれる農政改革によって、藩が十村役を通じて農民を支配する体制が整うとともに、農民は農業に専念できるようになった。また寛文10年（1670）から、松川除堤防の築堤によって庄川の河道が中田川に固定され、砺波平野が水害から守られるようになった。

農民たちは初めは分流と分流の間の安定したところから開発を進め、さらに旧河床や氾濫原に適地を選んで住まいを定め、その周囲を開墾していった。こうして未開拓だった扇状地に続々と村が誕生し、散居村とよばれる独特の村落形態が広がっていった。砺波郡の石高は20万石から27万石に増え、「加賀百万石」の5分の1以上を生産していた。

一方、千保川は松川除築堤後、広大な廢川地となったが、そこに耕土がたまるまでに長い年月を要した。文政3年（1820）に舟戸口用水が完成してからは、本格的に廢川地の開拓が進んだ。

各用水は別々に取入口を設け、庄川に川倉（22・23ページ参照）を並べて導水していた。出水のたびに工作物が流されるので堰を修復しなければならず、また川形が変わると取入口を変更する必要も生じた。逆に干ばつときは上流用水が水を取り尽くしてしまうので、争いが絶えなかった。長年にわたり、農民たちは用水の取り入れと維持管理に多大の労苦を強いられた。





二万七千石用水取入堰（左手後方、昭和11年）

宝永7年（1710）に山見八ヶ用水を分派として編入した。寛保3年（1743）、砺波郡の十村が協議して、新用水に野尻岩屋口水を合口することを企図した。かんがい水に及ぼす悪影響や経費負担のこともあり、新用水は同意しなかったが、米作の増収を図る加賀藩の強い圧力下で、3年後の延享3年（1746）に合口された。

これにより2万7000余石をかんがいする大用水が誕生した。

合口の際の条件は、取水取り入れ費は過去10カ年の平均費用のほかは負担

**新用水**

庄川水系では最も古い用水で、鎌倉中期頃に開設されたと伝えられている。南砺山麓地帯をかんがいするには高清水山系から流出する小河川だけでは水が不足したので、その補給のために引かれたものである。かんがい域に高瀬荘などを含む。

当時、庄川水系には用水らしいものはなく、初めて掘削工事を施して開設した用水なので「新用水」と名付けたといわれる。取入口が最上流にあるため、水利権は他の用水に比べて最も強かった。



揚水二輪水車（砺波市庄川町金屋地内、昭和11年）



山見八ヶ神明宮遷座祭（昭和5年）

金屋石黒村の庄川が曲流する合渡牧（あひらき）に江口を設け、赤岩によって自然流下水を巧みに取り込んでいた。地形的に条件がよく、他の用水のように鳥足や蛇籠で導水堰を設ける必要がないので、わずかな費用で多量の水を取り入れることができた。干ばつときでも飲用・かんがい用水が欠乏することはなく、天恵の好用水であった。

明暦元年（1655）には坪野口の名であられ、江高は6カ村4345石であった。

示野口はその後明暦3年に村立になった示野新村をはじめ、延宝年間（1673〜81）の示野出村、松林村など示野台地をかんがいする。天明4年（1784）の江高は坪野口4806石、示野口2110石余りで合わせて7000石ほどであったので、俗に七千石用水とも呼ばれた。

宝永7年（1710）に山見八ヶ用水を分派として編入した。寛保3年（1743）、砺波郡の十村が協議して、新用水に野尻岩屋口水を合口することを企図した。かんがい水に及ぼす悪影響や経費負担のこともあり、新用水は同意しなかったが、米作の増収を図る加賀藩の強い圧力下で、3年後の延享3年（1746）に合口された。

これにより2万7000余石をかんがいする大用水が誕生した。

合口の際の条件は、取水取り入れ費は過去10カ年の平均費用のほかは負担

**山見八ヶ用水**

南砺山麓地帯は高清水山系から流出する小河川群によって、早くから開発が進められた。山見八ヶ用水はそこへ補給するため、鎌倉時代に庄川の金屋村地内の銚子口の地点から取水して用水路を開削したといわれるが、新用水より高い所へ引かれていることからみて、新用水より早いことはないであろう。明暦元年（1655）や寛文10年（1670）の用水史料には坪野口（新用水）はあるが、山見八ヶ用水は見えない。

（1814）の江高は1200石である。庄川水系諸用水のうち最上流に取入口があるが、山麓高地に自然流下で送水していたため、取入口を上流へ上流へと移動しなければならなかった。平常時・旱天時を問わず通水が困難で、用水の管理維持には困難が伴った。

かんがい地域の山麓地帯には東大谷川・西大谷川・干谷川・赤祖父川の4つの谷川が流れている。これらの谷川は降雨時には一時に出水して、山崩れなどによる修理経費もかさんだ。夏季の用水需要期には涸渇して流水がなくなり、旱天が10日以上続けば流血騒ぎも起こった。

宝永7年（1710）、新用水に編入され、分派用水となった。

延享3年（1746）、野尻岩屋口

用水が新用水へ合口したとき、山見八ヶ用水の水の取り上げが困難になったので、分派口を旧口の upstream に移した。寛延2年（1749）に野尻岩屋口水が通水量を増加するため水路を取り広げる工事を行ったときは、崩落した石砂の取り除きを請求した。

文政8年（1825）、新用水・野尻岩屋口水は通水量を確保するため水路の底を掘り下げる工事を行うことが決定した。その結果、山見八ヶ用水は取水不能となるので、取入口を上流に新設した。これらの費用も野尻岩屋口水が負担した。

明治22年（1889）、市町村制実施と同時に南山見村長が管理者となり、同36年、山見八ヶ用水普通水利組合創立後も南山見村が管理役場であった。

明治38年、川底が浸食され、水量が不足してきたので、自然流入のほかに金屋に水車1台を設けて新用水から揚水した。それでも通水量が少なく、2台から3台に増設したり、石油発動機や電動機に替えるなど苦勞を重ねた。

昭和14年（1939）に庄川合口用水事業が完成した後は水量も豊富となり、低位置の耕地は常水をもってかんがいできる状態になった。しかし、高位地の山麓地帯は渓谷水やため池を水源とする比重が高く、土地改良や区画整理も容易に進まなかった。

昭和27年、改組されて山見八ヶ用水土地改良区となった。



現在の新用水路

庄川水系諸用水のかんがい面積の推移

	天保10年(1839)		昭和48年(1973)	
	(単位石)		(単位ha)	
山見八ヶ用水				356.85
新用水	示野口(山見八ヶを含む)		2,110	891.50
	坪野口		4,807	
二万石用水	野尻口用水		11,083	2,348.50
	岩屋口用水		9,410	
舟戸口用水		4,530	588.07	
鷹栖口用水		8,360	1,224.60	
若林口用水		7,866	2,182.47	
新又口用水		7,874	1,559.43	
千保柳瀬合口用水	千保口用水		6,244	1,870.83
	庄内口(柳瀬口を含む)		3,254	
芹谷野用水		5,764	599.70	
三合新用水		318	60.00	
針山口用水		7,949	693.20	
六ヶ用水		4,700	410.00	

1石=0.088ha(当時)

庄川筋各用水の江高（明暦元年〈1655〉）

用水系名	石高(石)	現用水名
坪野口6カ村	4,345	新用水・山見八ヶ用水
岩屋口24カ村	6,004	二万石用水
六ヶ村	1,286	二万石用水
野尻口20カ村	10,229	二万石用水
中村口11カ村	4,208	鷹栖口用水
若林口18カ村	6,762	若林口用水
新又口30カ村	7,888	新又口用水
千保西筋14カ村	5,515	千保柳瀬合口用水
千保東筋11カ村	3,284	千保柳瀬合口用水
中田川筋	20,640	針山中田口ほか庄川以東
中郡11カ村	4,500	射水郡関係(高岡)
合計	74,661	

〔富山県土地改良史〕より



山見八ヶ用水調整池





舟戸口水取入口（昭和11年）

### 舟戸口水

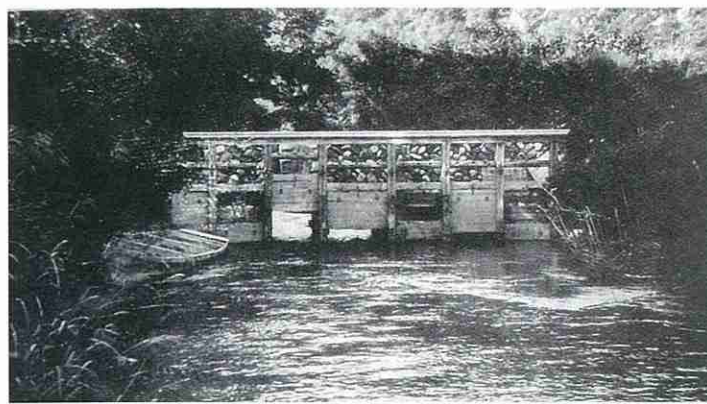
文政3年（1820）に旧千保川の廃川地を新開するために掘られた用水である。俗に「新開用水」と呼ばれ、庄川沿岸諸用水の中で最も新しい用水である。

千保川の流域は松川除完成後も洪水ごとに千保川へ流れ込み、時にはオーバーフローさせて洪水調節を図ったため、開拓はさほど進展しなかった。文政のころには松川除の補強も進み、河況も安定したようである。

当初は「六次郎口」と称した芥入れ口を広く取り入れていたが、後に上流の舟戸島にあった野尻岩屋口水の旧取入口（現・合口堰堤の場所）を本口としたので舟戸口というようになった。舟戸口の文書の初見は天保9年（1838）である。

この用水は千保川跡の雄神・中野・種田・太田・庄下・油田・北般若・是戸・戸出までの細長い地域をかんがいでいた。下流の高岡では今も千保川である。

この用水によって新開は急速に進



二万七千石用水取入口（昭和11年）



改修事業（昭和22～28年）竣功の記念碑



井堰神社(二万石用水の水神をまつる神社)

### 二万石用水

もと野尻岩屋口水といひ、草高2万石の地域を有していたことから明治36年（1903）に二万石用水と改称した。庄川沿岸諸用水の中で最も広い耕地をかんがいでいる。

そのうち野尻口は旧野尻川跡を整備した用水である。かんがい面積は近世初めから広く、明暦元年（1655）の江高は20方村1万229石であった。

岩屋口は青島の西の「敷籠のドンド」と呼ばれるところで野尻口と分かれて南へ曲流する。ここは野尻口より少し高い野尻野といわれた地域である。この一帯は庄川の古い扇状面で、新扇状

面の水も上がらず、南砺山麓の小河川群の水も届かなかったため、中世末まであまり開拓が進んでいなかった。近世初頭に急速に開拓し、明暦元年の江高は岩屋口24方村6004石、六ヶ村口1286石、計7290石であった。

用水肝煎は寛永13年（1636）より岩屋村十右衛門が務めた。分流の苗島口は元禄元年（1688）村立の苗島村1143石の開拓による。

野尻岩屋口は現在の庄川用水合口堰堤付近にあったが、大口のため取り入れは技術的に困難を極め、出水のたびに鳥足が流されたので、普請用の松材を藩の御林から伐採することを願ひ出ることが続いた。

藩は松川除の上流に野尻岩屋口の大さな取入口があるのは治水上、問題があるとして、寛保3年（1743）、野尻岩屋口水と新用水との合口について交渉を開始した。野尻岩屋口側は賛成したが、新用水側は強硬に反対した。しかし、合口は既定方針とする藩の圧力下で延享元年（1744）に着工され、同3年に完工した。新用水の用水幅は従来4間（約7メートル）であったが、合口後は7間（約13メートル）に拡張され、江底も1メートルほど掘り下げた。

3用水の關係は合口当時は比較的平穩だったが、もともと独立した用水であったので、利害が対立し、争いを起こすこともたびたびであった。藩が廃止された明治以降は統制力をもった管理者もなく、明治32年（1899）には対立が激化して法廷に持ち込む事態となった。最終的に訴訟は取り下げられ、明治35年、共同水路部分で二万七千石用水普通水利組合が組織された。同36年、野尻岩屋口では二万石用水普通水利組合を組織し、野尻村長が管理者となった。昭和27年（1952）、改組して二万石用水土地改良区となった。

12用水中、二万石用水は砺波平野中央部の大区域を占め、常に用水の主軸として活動は旺盛であった。庄川用水合口事業においても、二万石用水の動向がその進展を左右する大きな要素となった。

み、天保9年には大門新村・庄下新村・中野新村・畑野新村、天保11年は中野出村・千保新村・石丸新村（東石丸）・石丸又新村、嘉永4年（1851）には天野新村が生まれた。

このほか新村とせずには元村の新開高となつていくところも多い。

天保13年の「千保川筋村々新開高」は5477石で、このうち舟戸口の江高は4529石余である（根尾文書）。新開はその後も明治期にまで及んだ。幅500～1000メートルの細長い用水区域の形に、かつての千保川の規模をうかがうことができる。幕末から明治中期にかけて千保川は舟運にもよく利用されたが、中越鉄道開通後はその必要性が薄れた。

明治29年（1896）の大洪水では本口の水門などが流失し復旧困難となったため、下流にあった分口（元の取入口）を広げて取入口を築造した。その際、下流の鷹栖口用水の江下農民が反対し、両用水が対立して石合戦を起す騒動となった。しかし、後には仲直りして、共同で導水堰を設けた。

明治の水利土功会時代には庄下村長と太田村長が管理したが、明治27年から中野村長となり、普通水利組合設立後も中野村が管理役場であった。昭和27年（1952）、舟戸口水土地改良区に改組した。中野発電所の北に嘉永3年（1850）創建の舟戸社がある。



現在の舟戸口水路



舟戸社（砺波市上中野地内）



第2分水場（井波町清水明地内）



改修（昭和50～平成11年）後の二万石用水路



## 鷹栖口用水

庄川の分流であった中村川は庄川扇状地の扇状部を幅広く乱流していた。この地域を開発するために中村川の自然流を改修しながら整備されたのが鷹栖口用水である。

この用水には縦口と横江の2系統がある。縦口は苗加・鷹栖の宮川以北や神島などの近世以前から開けていた地域へ流れ、横江は宮川以南へ流れる。横江のかんがい域にはかつて庄川の本流であった野尻川の右岸氾濫原が広く残されており、藩政初期に急速に開発が進んだ。野村島村や苗加村・鷹栖村の西南部はこの時期に開かれたもので、いずれも砺波平野では最も広い村々である。

明暦元年（1655）の江高は中村口として11カ村、4208石であった。この中村口は承応2年（1653）の中田川掘落反対連署文書に「中村口七ヶ村用水」としてあらわれ、肝煎は鷹栖村吉兵衛とあるから鷹栖口であることがわかる。

寛文10年（1670）、御扶持人十村戸出村の又八が庄川各用水の江高を書き上げた中に「鷹野栖口」とあるのが、鷹栖口の名の初見である（川合文書）。「金屋本江村長左衛門寛帳」に「延宝7年（1679）元庄川の別れ古川川の跡をつくろひ、庄川弁才天前元野尻口の江あとに掘り入れ堰込まる。鷹栖口と申候」とある。松川除堤防の普請

が始まった寛文10年から間もないころに取入口が整備されたことは十分考えられる。当時の取入口は中村川の流入口であった。

明和9年（1772）大洪水後の松川除復旧に際し、藩は翌々安永3年（1774）、先に合口していた上流野尻口など三口への合口案を出したが実現しなかった。それでも天明3年（1783）には野尻口から分水を受けている。ところが、その後寛政11年（1799）の石黒信由の見取図（7ページ参照）では、千保口より下流の弁才天西に「鷹栖若林用水」として記されているから、この間に取入口を下流へ移したようである。松川除を守るためには、この用水を中村川口の上流が無理なら下流へ移す必要があったのである。

この用水で重要なのは庄川町古上野にある「古上野のドンド」である。こゝは「四ツ口」といって、苗加江・五郎丸江・鷹栖神島江・西中江の分流点である。横江もこのあたりから引かれている。中村川の源流に近いことを基点として、弁才天前の取入口を模索してきたのである。

中村川跡を利用した鷹栖口用水と若林口用水とは隣接しており、立地条件も似ているので、離合は再三にわたった。明和6年に合口が実現したが、文化5年（1808）に分離。元治元年（1864）、若林口用水の申し出により再び合口した。

その後も分かれたらしく、明治14年

## 若林口用水

鷹栖口用水とともに中村川の流路を改修し用水路としたものである。若林郷の大部分をかんがいでいたため、この名称になったと考えられる。

寛文10年（1670）、戸出村又右衛門から改作奉行への書き上げによると、江高は6761石610で、用水肝煎は寛永18年（1641）から小杉村忠右衛門、同19年から小島村長右衛門の2人としている。承応2年（1653）の中田川掘落反対連署文書にも「若林口十五ヶ村用水肝煎小杉村忠右衛門・小島村清助」とある。江高は幕末の天保10年（1839）で7866

石とあまり増えていないが、実際の草高はもつと多くなっているから、江高はあるときに固定されたものであろう。主要水路は山王川用水路・新屋敷分水と出町外六ヶ村用水の狐島用水路である。これらの下流は黒石川・岸渡川・山王川となって小矢部川へ注ぐ。新屋敷分水と狐島用水路の間に鷹栖口用水と交渉地になっている鷹栖出村がある。鷹栖村の人が主になって貞享2年（1685）から開いた村で、上は大辻から下は水宮まで、長さ4キロメートルに及ぶ細長い村域である。これは旧中村川の一分流の跡をはっきりと示している。

山王川水路は出町市街地を貫流す

（1881）に若林口用水の申し出により合口した際は、鷹栖口一番水門までの取り入れ費用を鷹栖口4、若林口6の割合で負担し、水量は折半均分することとした。その後、庄川の氾濫で取入水路が埋没し、庄川の水勢も変わったため両用水

の利害が対立し、明治40年に分離した。一方、開設年代は新しいものの、鷹栖口用水の上流に取入口をもつ舟戸口用水との間でも争議が起こった。明治29年、河床の変動により舟戸口用水が鷹栖口用水の近くに取入口を設置したときは、鷹栖口用水の江下農民が殺到し、取入口を礫石で埋めたため、舟戸口用水側と石合戦の騒動となった。しかし、明治42年の洪水で鷹栖口が取り入れ困難となった折、舟戸口用水側と交渉を重ね、共同堰から取り入れることになった。共同導水堰は昭和15年（1940）の庄川用水合口堰完成まで続いた。

明治38年、鷹栖口用水普通水利組合を組織し、歴代鷹栖村長が管理者となった。昭和27年、鷹栖口用水土地改良区となった。

庄川扇状地の中央部を潤す鷹栖口用水は平成18年（2006）、砺波平野の疏水群を代表するものとして農林水産省の「疏水百選」に選ばれている。

山王とは大山おおくみ命をまつる山王権現で、この川筋では杉木の日吉社ひよしをおいて他にない。この社は正徳社号帳以来、山王権現と称し、文政13年（1830）の書き上げでは「若林郷社」を冠している。杉木新町（出町）を開いた二郎兵衛は杉木村の出身で、町へ出てからの屋敷はこの川沿いにあった。杉木新町の町筋300間の間を横切る数本の生活用水はすべてこの分流であるから、二郎兵衛の町立てプランはこの川をベースにしていたことがわかる。山王川の川名も上流にはなく、ここから始まる。

若林口用水は鷹栖口用水とは隣接し、同じ中村川水系であったので、時には合口し、時には反発して分離することを繰り返した（14ページ参照）。明治14年（1881）、若林口用水は数年前より川形が悪化して取り入れが非常に困難になっていたので、鷹栖口へ合口を申し出た。取り入れ費用は鷹栖口4に対して若林口6の負担割合で、水量は水門前で折半することを条件として合口取り入れを行うことにした。

明治35年、若林口用水普通水利組合を設置し、出町町長が管理者となった。明治40年、合口取入口は年々川床が低下し、両口の所要水量を取水できなくなってきたため分離論が起こった。十数回の徹夜の協議折衝により、ついに26年間の共同事業を解体した。昭和27年（1952）、若林口用水土地改良区に改組した。



若林口用水取入堰（昭和11年）



若林口用水取入堰の一部（昭和11年）



鷹栖口用水取入口（昭和11年）



鷹栖口用水守護所（明治15年建立）



現在の鷹栖口用水路とあじさい



古上野のドンド



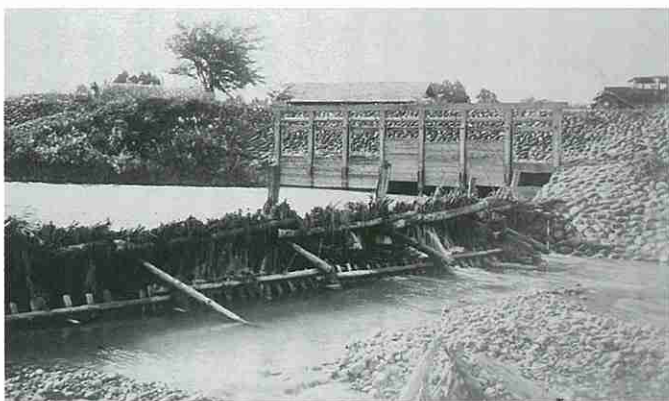
現在の若林口用水路



## 新又口用水

新又口用水の区域は中村川と千保川の間にあたる。この一帯は江戸時代には「三川前」と呼ばれていた。「三川」とは新又川・祖父川・馬市川をいう。馬市川は千保川用水の総戸口水路になっており、残る新又川と祖父川の地域がほぼ新又口の用水域ということになる。新又口用水は砺波市役所の少し南にある中村分水場で西新又口用水路と東新又口用水路に分かれており、西新又口用水路が新又川筋、東新又口用水路から東がほぼ祖父川筋といつてよい。

この三川は庄川が千保川を主流としていた時代には千保川の西岸から分流していた。祖父川は大門の祖父川神社



新又口用水取入口（昭和11年）

のところ、新又川はそれより少し上流の現・大門分水場付近、馬市川は宮村の北部がそれぞれの分流口であった。

ところが、松川除で締め切られて主流が現・庄川へ移るに及んで、千保川から分流していた三川はその水源を絶たれることになった。新又口と祖父川は合流して取入口を東へ延ばし、千保川の川跡を越えて、直接庄川左岸から取り入れることにした。こうして成立したのが新又口用水である。

千保川から分流していた頃はある程度広い川であったろうが、用水として整備されてくるとその流路は廃川地となる。それから速くない時期に著された土屋又三郎の『重修加越能大路水経』にはその間の事情を「荒俣川あり。村の入口に橋あり、長廿七間。昔は千保川へ水多く流る故に、此川水多かりしが、近年上庄川より入川なき故に、今は涸川也」と記している。

この廃川地を開いてできた村が11カ村もある。最も早いのは承応2年（1653）の新又村。ついで坪北新・放生新・竹北新・荒屋新・横越新・六ヶ新・駒方新の7カ村は貞享2年（1685）新開、元禄2年（1689）一村立である。また、高儀出・高田新・小矢岡新は天保10・11年（1839・40）の村立であるが、実際に開かれたのはもっと早い。すなわち、高儀出村は高儀新村から来て開いたところで、寛文10年（1670）の御印高のうち分掛高になっていたところをその

後の増加分と合わせて一村立にした。高田新村も高田島村の御印高のうちの分けたもの。小矢岡新は享保9年（1724）の新開である。

これらの諸村の草高1070石と沿岸諸村の増加分983石を合わせると、2053石にもなる。天保10年の江高は7874石である。

新又川の川名の由来は、油田地区の「新又」と関係がありそうであるが、元禄14年（1701）の『砺波郡村名之由来書記上り申帳』には「承応2年に宮丸村より出村仕り、新又川縁に村立申すに付、則ち新又村と唱え来り申候」とあり、川名の方が先にあったようである。寛文10年に各用水の状況を書き上げた文書にも、新又口の用水肝煎は寛永17年（1640）から竹村の四郎左衛門が務めたとあるから、新又村のできる前から新又川の名のあったことがわかる。祖父川の近くに新たにできた分流というふうに解釈できそうである。

漢字では用水名を「新又」、下流の一級河川を「荒又川」と記している。江戸時代の『加越能大路水経』では「荒俣川」と記しているが、藩や十村らの実務面ではもっぱら「新又川」であった。

明治35年（1902）、新又口用水普通水利組合を組織し、庄下村に管理役場が置かれた。昭和27年（1952）、新又口用水土地改良区に組織替えした。

## 千保柳瀬合口用水

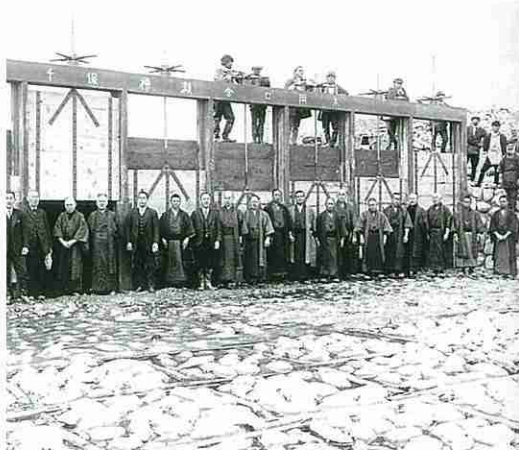
千保柳瀬合口用水は庄川左岸では最下流に位置し、もとは千保口と柳瀬口がそれぞれ独立した取入堰を設けて取水していた。

松川除築堤の以前から千保川は2筋あった。一つは弁才天の上から西流する千保川筋（西筋）であり、もう一つは下流の太田村の上で現在の千保口用水の川筋を伝って西流する千保口流入筋（東筋）である。後者は古くから川筋はあったらしいが、特に天正13年（1585）の大地震で庄川が東遷して以降、不安定な時期に流れ込んだ乱流の一筋とみられ、それが次第に固定化して用水に仕立て上げられたと考えられる。承応2年（1653）に柳瀬普請が行われた筋である。

流路は北西へ伸びて、千保村の西で旧千保川跡を越して戸出口と総戸口（馬市川）に分かれる。戸出口と総戸口は千保川が庄川の本流であった時代



千保口用水取入堰および取入口(昭和11年)



千保柳瀬合口用水取入水門完成記念(昭和11年)

にその左岸から取り入れていたが、弁才天前締め切り後は千保川が涸川になったために、千保口用水の末につないだものと思われる。江戸時代を通じて一番大きかった明和9年（1772）の大洪水は、千保川の水が主にこの筋へ流れ込んだもので、その水は砺波平野を横断して小矢部川にまで及んだ。天保10年（1839）の江高は千保口用水が6244石、柳瀬口以北の小用水群は庄内口と呼ばれ、まとめて3254石であった。

幕末になってこれらの小用水を柳瀬口用水へ合口する動きが出てきたが、藩の崩壊によって実現に至らず、ようやく明治19年（1886）に柳瀬口用水に一本化された。

柳瀬口用水は藩政期以来、上流の千保口用水への合口を悲願としていた。水不足のときは非公式に千保口用水から取水していたが、明治40年に千保口へ正式に合口を申し入れた。砺波郡長の斡旋で協議を重ねた結果、明治44年に合口が決定し、千保柳瀬合口用水普通水利組合が結成された。組合費の負担率は千保口側3に対して、劣位に置かれる柳瀬口側は7であった。水量分配条件は千保口2日に対して、柳瀬口は1日の割合であった。

千保口と合口後も柳瀬口の水不足は解消しなかった。特に昭和初期に干ばつの被害が多く、昭和4年（1929）の旱天では、稲は瀬死寸前となった。こうしたとき合口用水役員は上流用水に窮状を訴え、分水を懇願して回った。また、川倉と蛇籠を並べた導水堰は庄川両岸用水でもっとも長く、対岸にまで達した。逆に出水時にはそれも流されるので維持費がかさみ、最下流用水の悲哀を味わっていた。

千保柳瀬合口用水普通水利組合は、昭和27年（1952）千保柳瀬合口用水土地改良区に改組した。



庄川左岸幹線水路・千保柳瀬合口中野分水場（左：柳瀬口、右：千保口）



五連水車（砺波チューリップ公園前）



現在の新又口用水路



**芹谷野用水**

砺波・射水両郡にまたがる芹谷野段丘は水の便がなく、江戸時代の初めまで荒地のまま残されていた。射水郡の御扶持人十村、島村の二郎右衛門の子で名代を務めていた九郎兵衛は庄川上流に取入口を設け、途中の丘陵地帯と射水野を潤すに足る一大水路を掘削するという雄大な構想を立てた。この計画を実施するために、砺波郡の御扶持人十村、戸出村の又右衛門の子又八の同意を得て寛文3年（1663）、兩人共同で藩へ出願した。藩としても新開に力を入れていたから直ちに許可を与え、藩費支出など全面的な支援を約束した。

芹谷野用水の開設工事にあわせて、改作奉行の指導監督の下、又八、九郎兵衛の兩人を代官として新田の開発を進めた。用水が通すると待ちかねたように周辺の村々から作人が入り、翌寛文4年には段丘上に一挙に20の新村が作られた。これほど速く村立てされたのは、この事業がいかに地の利と時宜を得たものであったかを示すものである。

しかし、取入口付近の岩盤の掘削や、谷内川と和田川などの深い谷を渡る大樋、寛文山の中腹を縫う迂回水路などは予想以上の難工事であった。着工から10年を経て延宝元年（1673）には、生源寺に至る延々28キロメートルに及ぶ水路の完成を見た。延宝5年、九郎兵衛が藩へ提出した

**三合新用水**

芹谷野段丘の徳万新村と三合新村の用水で、前者は寛文4年（1664）、後者は貞享2年（1685）の村立てである。もともと谷内川から水を引いて一部は開かれていたようであるが、

寛文3年に芹谷野用水が開削されても高台のため水が届かなかつたので、藩命によって庄川本流から直接取り入れることになった。7カ年の難工事の末に貞享4年（1687）、延長12キロメートルにわたる水路を完成したという。取入口は庄川右岸の最上流に設け、

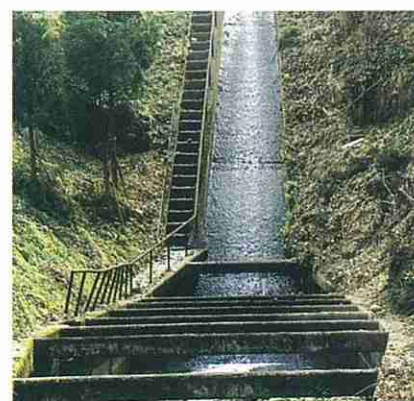
報告書では、4400石の新田を開墾し、古高へのかんがいが分と合わせて6570石に達したと記している。これによって開発された新村は砺波郡21カ村、射水郡3カ村にのぼった。その後、六ヶ用水・針山口用水に分水することになったので、芹谷野用水は右岸の基幹用水として重要視された。



甚兵衛（又八の下で宮森新地内の用水開設を担当）の顕彰碑（宮新神社境内）



用水の守護神をまつる福岡神社（厳照寺境内）



小泉新分水場落差工



梅ノ木水路橋（射水市梅木地内）

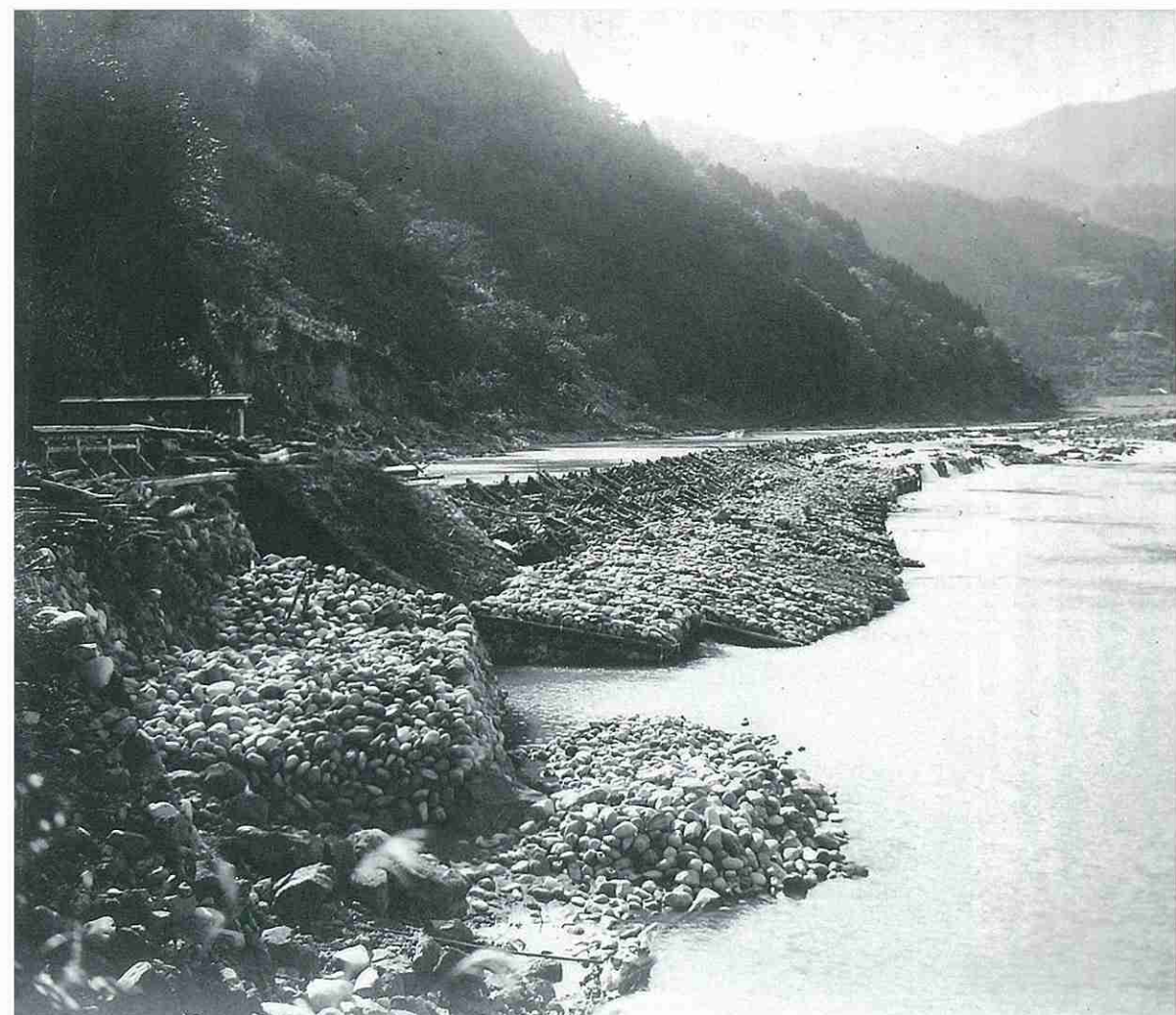
明治41年（1908）、芹谷野用水普通水利組合を組織し、梅檀野村長が管理していたが、水域が両郡にまたがるため、大正13年（1924）から東砺波郡長、同15年から県地方課長、昭和17年（1942）から東砺波地方事務所長が管理した。昭和27年、改組して芹谷野用水土地改良区となった。

山麓を迂回して開削した。庄地内の硬い岩盤を掘り抜く隧道工事は困難をきわめ、人夫料は「岩石一升、米一升」といわれるほどであった。

明治24年（1891）の大洪水で、三合新用水の下流に取入口をもつ芹谷野用水が取水不可能になった。復旧の見込みがたらず、三合新用水に合口を申し出たが、

三合新土功会で賛成を得られず難航した。砺波郡長が斡旋に努めた結果、芹谷野用水は三合新用水の取入口から取り入れ、三合新用水へは雄神橋の上流で分水することになった。合口はあくまで対等という条件であった。

合口に際しては、三合新用水の優先通水を認め、取入口より分水地点までの合同水路に要する一切の維持管理費用は芹谷野用水で負担し、三合新用水では年額米2石と人夫料15人分のみを納入するという契約を交わした。この合口は庄川合口事業の完工まで続いていた。明治35年に組織した三合新用水普通水利組合は昭和27年（1952）、三合新土地改良区に改組した。



芹谷野三合新用水取入口（昭和11年）



三合新用水分水場（左：右岸幹線用水、右：三合新用水）



現在の芹谷野水路



## 六ヶ用水

射水平野の太閤山周辺へ通水するもので、庄川から取水している用水の中で最も遠距離にある用水である。このあたりは従来、大小20カ所のため池でかんがいしていたが、享保2年(1717)、加賀藩の開田増産政策に基づき用水開削が計画された。取入口を般若地区安川地内に設け、黒河村老田村まで延々18キロメートルにわたって江掘りが行われ、享保12年に完成した。下条、戸破、手崎、黒河、二俣に加え、ため池を廃した跡を開墾して村立てした黒河新村を加えた6カ村4700石を潤すので六ヶ用水という。享保年間に行われたので享保新田用水とも呼ばれた。

初め、芹谷野段丘の中腹に水路を設けたので、通水するとき江堤が決壊したり、漏水するところがあり、流下がうまくいかなかった。そのため水路を崖下に移して開設した。

下流の用水であるため常に水量が不足し、紛議が絶えなかった。文政元年(1818)の干ばつのとき、下流の庄内口用水は分水を行ったが、六ヶ用水はついに口留めとなり、稲が出穂せず貸米を願う結果となった。六ヶ用水のみ口留めするのは不当であると藩に訴え、以後、分水の必要が生じたときは郡奉行の許可を得て行うこととなった。

天保6年(1835)に用水の幅を拡張して通水量の増加を図った。明治14年(1881)には庄川の大洪水で



六ヶ用水取入堰 (昭和11年)

1番水門が流失し、取入口が大破したため、石川県に願い出て旧口より100間下へ水門を付け替えた。請負人は安川の坂井与次右衛門であった。

庄川右岸用水改良(昭和27年度起工)以前の六ヶ用水は大部分が開削当時のままの水路で、低地に面した西側の江堤は老朽破損が著しかった。また、全線にわたって漏水が甚だしく、水量確保のために巨額の用水費を負担しなければならなかった。上流では降雨時に山林の土砂が崩落したり、地すべりによって水路を埋めたりするので、改修が強く望まれていた。

明治38年に結成された六ヶ用水普通水利組合は昭和27年(1952)、六ヶ用水土地改良区に改組した。



旧六ヶ用水 (石坂地内)



射水市太閤山公園内の六ヶ用水開削記念碑(右)  
庄川本川からの通水に尽力した川岸甚左衛門彰徳碑(左)

## 針山口用水

この川は安川と頼成の境から東北へ向かい、山ぎわに沿って射水南部へ流れている。川沿いに家が集まって集落景観を形成しているが、これは古い川であることを示している。針山口の川名の由来は不詳で、他に針山という地名もない。

もとは三谷地内から取水していたが、弘化4年(1847)の大洪水で決壊したため、下流の安川村地先に移

動した。明治14年(1881)の洪水で庄川の堤防が決壊、針山口用水路も全線にわたって埋没したので、太田橋の下流約350メートルの地点に取入口を変更した。ここから北の庄川沿いには、下江口、三六堂、中田・串田・下麻生出合口など小用水がいくつもあり、江戸時代には東筋庄内口と総称されていた。これらは針山口を主として次第に合口してきた。

明治24年には針山・三六堂、下江口と中田用水系の堂田口・茅場口用水

などが合併した。明治29年、庄川大洪水で東般若村権正寺にある中田口用水取入口が破損し、取水困難となったため、中田口の取り入れを上流の針山口へ合口し、現・針山口用水の全地域が合併した。翌30年、般若村・東般若村・中田町・般若野村・榑田村の5カ町村により針山中田口用水組合を設立。明治35年には取り入れ水門を改修し、大正14年(1925)、水利組合法に基づき針山口用水普通水利組合を結成した。

この間も、大正2年の洪水で針山口の一の輪堤防が決壊し、取水不能となった。大正5年、芹谷野、六ヶ、針山口の3用水取入口の合併で協議会を設立し、針山口用水頼成地内で取水堰工事を行った。

庄川本流が減水して水不足が起きた場合、他の用水に分水を求め、異議なく水門を加減して放流する慣例であった。針山口用水普通水利組合は昭和27年(1952)、針山口用水土地改良区に改組した。



針山口用水取入堰 (昭和11年)



現在の針山口用水

### コラム

#### 般若野庄の名残「四ヶ村用水」

庄川水系ではないが、般若地区に四ヶ村用水というのがある。四ヶ村は三谷・安川・頼成・徳方で、三谷地区の谷内川に大きな堰を設けて取水している。併流する芹谷野用水からも水を受けているが、これは芹谷野用水が通ずる前から利用していた尾ノ谷川が切られたため、その水利権によるものである。

四ヶ村は中世の般若野庄の南部を占める。この用水は庄川東遷以前の中世の用水慣行を残すものであろう。下流は下江口用水や三六堂用水につながる。



# 小牧ダム築造と合口への動き

## 用水合口の必要性

庄川沿岸の各用水はそれぞれ別個に取入口を設け、聖牛や蛇籠、土俵などの工作物で本流から取水していた。洪水で河道が変わると、そのたびに工作物を据え替える必要があり、過重な労苦を強いられた。旱天が続けば、上流の用水が水を取り尽くすので、下流の用水はたちまち水不足に陥った。こうした問題を解決するためには用



千保柳瀬合口用水取入口（昭和11年）

水の合口以外に方法はない。取入堰を共同で築造すれば、より強固なものができ、しかも築造経費を分担して負担を軽減することができる。また、共同の取入口近くの分水門で水量を調整することで適正な配水が可能になる。

しかし、下流に取入口をもつ用水は合口を熟望しても、上流に取入口をもつ用水は既得権を主張して強く反対するのが常であった。用水側相互の協定だけで合口を実現することは難しく、外部からの強力な働きかけなしには進まなかった。

加賀藩にとって水害や干害による年貢の減少、治水復旧工事費の増大は藩財政を圧迫するものであった。その対策として用水の合口を迫ったが、上流側用水の反対を抑えるために条件付き妥協策をとることが多かった。いったんは合口しても、その後再び分離することがたびたびあった。

明治時代になってからも主な用水の取水口は左岸に6カ所、右岸に3カ所、計9カ所もあった。県は治水対策として取水口の合口化をたびたび提唱したが、農民の反対で実現せず、三合新用水と芹谷野用水、針山用水と中田口用水、千保口用水と柳瀬口用水といった部分的な合口にとどまった。

年、地元の政財界から多数の名士を招いて小牧ダムの起工式が行われた。ところが、折からの金融恐慌に関東大震災が重なり、資金の調達に窮した庄川水電はダムの本格的工事を中止せざるをえなくなった。その後、庄川水電は日本電力(株)(後の関西電力(株))の傍系会社となり、小牧ダム工事は日本電力に引き継がれた。大正14年春、雪解けを待って世紀の大工事が着手された。

当時、わが国においては水力発電の

ほとんどが水路式であり、小牧ダムのように大河川を横断して締め切る高堰堤式発電はまれであった。もし高堰堤が洪水で決壊したら、下流の沿岸住民は生命財産を失う危機にさらされる。巨大ダムの築造計画は住民を底知れぬ不安に陥らせる一方で、合口化を進める好機ともなった。

## 両岸で合口期成同盟を結成

東砺波郡長は各用水側を代表して県へ取水取入口の改善を申請した。県は現地調査を実施し、大正9年(1920)に合口事業計画の概要を公表した。これに対し、左岸も右岸も下流用水側は賛意を示したが、上流用水側は否定的であった。左岸では二万七千石用水が合口反対の運動を繰り広げ、右岸では芹谷野用水が水利優先権を主張して譲らなかつた。



湛水前の小牧ダム（手前が上流部、昭和5年5月）

大正12年、500町歩以上の用排水幹線改良

## 小牧ダムの築造

為政者の権力をもってしても進展しなかつた取水口の合口は、水力発電という新たな水利形態の出現によって大きな転機を迎える。

水力発電所の建設は明治期に始まり、大正期に入ると工業用電力の供給を目的とする電源開発が本格化した。特に富山県は水力発電に適した急流河川が多く、電源開発の機運が高まっていた。かねてから水力発電に着目していた氷見出身の実業家、浅野総一郎は、大正5年(1916)、庄川水域での発電計画を立て、県に水利使用許可を出願した。

大正8年に県から水利使用が許可されたので、浅野は庄川水力電気(株)(庄川水電)を設立し、翌9年春に米国から技師を招いて現地調査を行った。当初は仙納原大橋付近でのダム建設を計画していたが、技術上かつ経費軽減の観点からダム築造の最適地は小牧地内と定め、工事変更の許可を得た。

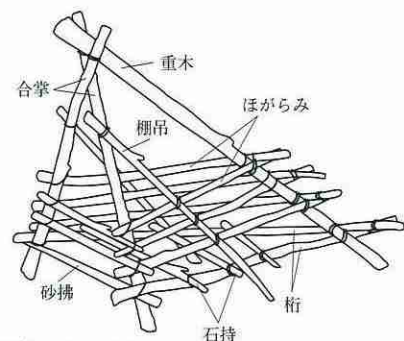
小牧ダムは高さ79メートル、長さ285メートル、有効落差最大103メートル、最大使用水量毎秒82立方メートルという巨大なもので、その規模において「東洋一」と称された。大正12

県営工事に対して国が5割補助する制度ができた。大正14年、農林省技官による実地調査の結果、用水合口事業が国庫補助対象工事と決定した。右岸幹線水路の落差を利用して発電事業を付設し、電力会社が工事費の受益者負担分を肩代わりすることも決まった。

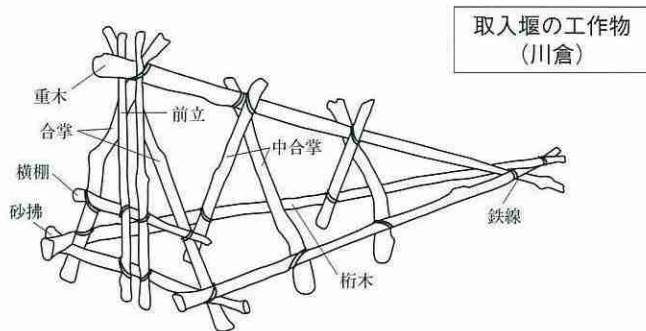
上流にダムが築造されると玉石・砂利の流下が止まり、取水堰の修復ができなくなる。各用水はこれまでの利害関係を超えて共同で強固な取入堰を築く必要に迫られた。庄下村村長で新又口用水の管理者であった根尾宗四郎は合口取水の必要性を熱心に提唱し、他の用水管理者とともに左岸合口用水期成同盟会を結成した。

合口に反対してきた二万石用水も、実際にダム工事が始まると河況の変化により取水困難になるという事実が直面して、ついに合口参加に踏み切った。その際に二万石用水が提示した合口条件をめぐって、下流用水側と激烈な議論が展開された。交渉は何度も決裂状態になったが、12回に及ぶ折衝の末、ほぼ二万七千石用水の要求とおりの内容で妥結した。

右岸でも情勢変化に伴って合口促進に傾いてきた。右岸有志の働きかけにより右岸用水合口期成同盟会が組織され、一致団結して合口実現を推進することになった。



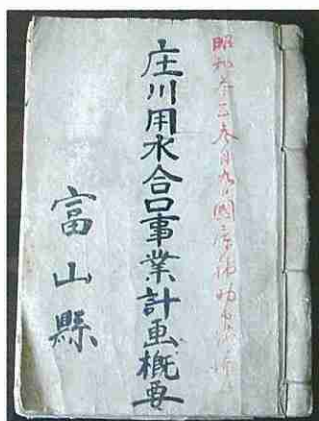
鳥足(別名:サンケ)丸太で作り、聖牛よりも小型で、上流に向けて付設する。急を要するときや流れのゆるいところに主として利用する。(『庄川町史上巻』より)



聖牛 川の上流に向かって付設し、蛇籠で重圧を加え水をせき止める。聖牛や鳥足を数個つないだものを川倉といい、これをもって川の流れをせき止め、あるいは方向を変える。(『庄川町史上巻』より)



聖牛と蛇籠を配した導水堰（千保柳瀬合口用水、昭和11年）



合口事業計画概要



# 庄川用水合口堰堤の完成

## 合口事業の実施

大正15年（1926）、通常県議会で庄川用水合口事業の実施が決定した。昭和2年（1927）、施行計画に基づいて国へ許可申請をしたところ、第1期事業に対して5カ年継続補助が認められた。東山見村に合口事務所を開設して実施準備に着手し、翌3年より用地買収に取りかかった。

当初は、全川水量を左岸に導入した後、右岸へは庄川本流を横断して逆サيفونで導水する計画であったが、その後計画変更を加え、申請し直した。特に、取水口上下流間の調整や、小牧ダムに対する時期別の放水流量の交渉など難問の解決に手間取った。庄川本流に築造する堰堤の左右両岸に取水口を設け、各用水に分水することとしたが、上流3用水の二万七千石用水が慣行としてもつ水利優先権の施設として堰堤のすぐ上流に単独取入口を設けることになった。

合口事業に伴う発電事業の契約も円滑に運ばなかった。当初、右岸の芹谷野用水安川地内で発電事業を行うべく、県と黒部川電力(株)との間で発電事業の契約をしたが、その後、発電事業は日本拓業に譲渡された。発生した電力は庄川水電(株)が買い取ることになったが、経済恐慌の影響を受け交渉は長引いた。最終的に、固定堰堤の頂部にテングゲートを設け、左右両岸に発電所1カ所ずつとすることで売電契約が成立した。

昭和8年には堰堤の設置地点を変更するとともに、その工法変更なども含め、改めて事業の申請を行った。同年、内務大臣の許可が下り、ようやく堰堤工事に着手できるようになった。

## 庄川流木事件

庄川の水はかんがい用水だけでなく、流木、漁業、土石採取業など地域の産業とも深く関わっていた。流木は農閑期の間、五箇山や飛騨の山林から庄川の流れを利用して木材を輸送するもので、途中にダムが建設されれば流木の障害となるとして、地元の木材関係者や青島村は小牧ダム工事に反対して陳情や請願を繰り返した。

大正15年（1926）、飛州木材(株)は県知事を相手取り、発電工事認可の取り消しを求める行政訴訟を起した。これが昭和8年（1933）まで続く「庄川流木事件」の幕開けであった。飛州木材は慣行流木権を主張し、ダムに湛水後は木材の流送が不可能になるとして再三にわたって工事中止を迫った。電力側は木材流下設備の設計書を提出したが、認可は延び延びとなり、いつ発電できるかわからない状態が続いた。反対運動の激化に対抗して、電力側も国家的大事業の名のもとに強力な運動を繰り広げた。

飛州木材が訴訟に敗れ、昭和5年に電力側が小牧ダムの湛水と発電を開始してからも、木材側は抵抗を続けた。昭和8年には双方に負傷者数十名を出す乱闘騒ぎも起こったが、同年、内務省土木局長の斡旋によって和解が成立した。電力側は巨額の補償金を負担し、「百万円道路」と呼ばれる道路も開設した。昭和9年には高山線が全線開通し、以後、木材の輸送は鉄道や道路に切り換えられていった。

漁業補償については、小牧ダム左岸寄りに魚道専用排水路を作ることになった。しかし、予想していた効果は得られず、漁業組合に補償料を支払うとともに、養魚場設立と稚魚放流を行うことで代償とした。

## 昼夜兼行での堰堤工事

庄川用水合口事業と同時期に県議会を通過した黒部川諸用水の合口は昭和7年（1932）に完成していたが、庄

川では地元負担金、流木事件などの問題が続出して数年が無為を経過した。昭和9年によく着工となり、堰堤工の仮設工事を開始した。ところがこの年は未曾有の大洪水にみまわれ、またもや計画変更を余儀なくされた。

翌10年夏より第1期工事として合口堰堤と左岸幹線水路工事に着手した。鉄線蛇籠による全川仮締め切りや圧力管水路工事は日本拓業の開発した新工法でなされた。堰堤工事は多数の人夫を集めて昼夜兼行で進められ、連日、岩盤を砕く爆音が谷間にこだました。

昭和14年には合口堰堤の大部分が仕上がり、待望の湛水と用水路への通水

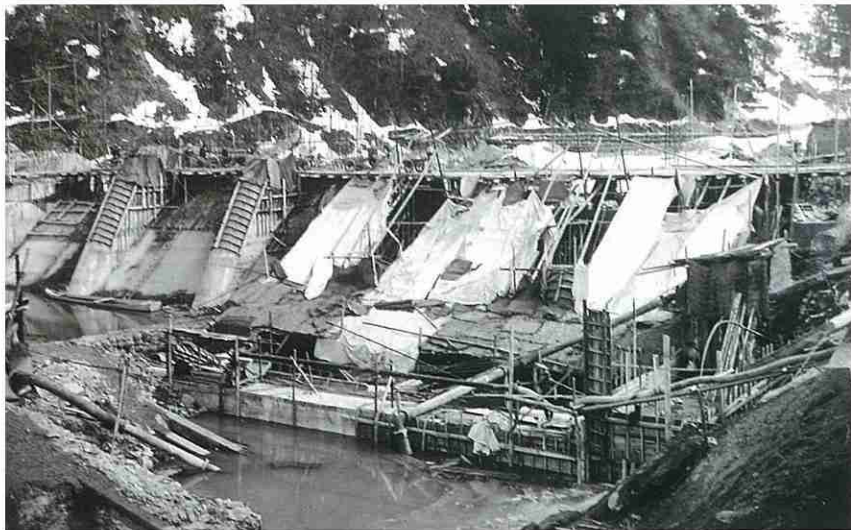
が始まった。左岸幹線水路の途中で約17メートルの有効落差を利用して発電を行う中野発電所も完成し、運用を開始した。

続いて右岸幹線水路の工事が同14年に着手された。戦時の物資統制による資材難と予算削減、建設労務者の不足という悪条件での工事であったが、食糧増産を至上命令として工事を続け、昭和18年に完工した。

この事業に使われた費用は当時の金額で391万6千円、負担割合は農業50・54%（国庫負担24・25%、県費10・04%、地元16・25%）、発電（電力会社）49・46%であった。つまり、約半分が

電力会社の負担によるものであった。

この合口事業によって洪水でも壊れない堅固な取水設備が築かれ、各用水はそれぞれの面積に応じて平等で安定した取水が可能になった。取水設備が点在していたときは洪水時に堤防の決壊や取水設備の流失を繰り返してきたが、合口堰堤の完成によって平野内の洪水氾濫防止という大きな効果が得られた。藩政時代からの庄川沿岸住民の悲願がようやくかなえられたことで、太平洋戦争の最中であつたが、人々は驚喜したと伝えられている。



合口堰堤工事 左岸下流より望む（昭和13年3月）



右岸幹線隧道工事（昭和15年3月）



左岸基礎岩盤（昭和12年2月）

## 庄川用水合口堰堤（小牧ダム含む）の水利用現状

内容	流量 (m <sup>3</sup> /sec)	水利権者
1 堰堤下流放流 (下線維持流量)	8.35	
2 かんがい用水		
庄川合口用水	現在 (平17.2) 当初 (昭8.12)	富山県
	最大 (代掻き) 70.964 70.89	
	常時最大 57.098 36.06	
	非かんがい期 20.075 16.68	
小牧金屋用水	最大 0.764	—
射水平野補給用水 (和田川総合開発)	最大 11.38	農林水産省
3 上水・工業		
県営西部水道用水 (和田川総合開発)	0.96	富山県
県営和田川工業用水 (和田川総合開発)	3.70	富山県
砺波広域水道用水	0.637	砺波広域水道企業団
4 発電		
小牧発電所	138.74	関西電力
中野発電所	44.52	関西電力
雄神発電所	90.00	関西電力
庄東第1発電所	70.00 (雄神発電所に含む)	富山県
庄東第2発電所	50.00 (雄神発電所・庄東第1発電所に含む)	富山県

## 庄川用水合口事業の負担内訳表

事業区分	かんがい排水事業				発電事業	
	国補助金	県負担金	地元負担金	合計	発電負担金	合計
負担内訳	949,500	393,000	636,500	1,979,000	1,937,000	3,916,000
金額 (円)						
比率 (%)	24.25	10.04	16.25	50.54	49.46	100
(事業別)	(47.98)	(19.86)	(32.16)	(100)	(100)	

【富山県土地改良史】より



完成した庄川用水合口堰堤



合口事業起工式（昭和5年9月14日）



庄川の流木 二万七千石用水（昭和11年）



# 和田川総合開発と水利利用の再編

## 雄神発電計画の波紋

小牧ダムが庄川の水利用に大きな変化をもたらしたように、戦後の水利用に多大なインパクトを与えたのは御母衣ダムである。御母衣ダムは電源開発株式が庄川上流の岐阜県白川村御母衣に築造した大規模ダムで、昭和32年（1957）に着工された。有効貯水量が3億3000万立方メートルもあり、これによって庄川下流の流量の安定化と渇水期の流量増加が期待された。流域は大きな恩恵を受けることとなった



御母衣ダム

が、同時にこの増加流量の利用をめぐる深刻な対立を生むことにもなった。

昭和35年、関西電力株式が、合口堰堤からの分水で発電する雄神発電所建設の認可申請を行った。当時、県は庄川の流量増加分を支流の和田川へ導水して発電などを行う「和田川総合開発計画」を構想していたが、これに射水平野の乾田化、射水臨海工業地帯への工業用水・生活用水の供給を一体として進める計画であった。この和田川総合開発事業への協力を条件に県は雄神発電所の建設を認めた。

しかし、雄神発電計画は既得の水利権者である庄川沿岸用水土地改良区連合（用水連合）との事前協議なしに進められたので、用水連合は反発した。御母衣ダム建設に際して、用水連合と県は、庄川の増加流量を流域以外に引水する流域変更をしないということに合意しており、その約束に違反すると主張した。

## 和田川分水問題の解決

合口堰堤はかんがい用水の取り入れを目的に建設された施設であり、御母衣ダムによる増水分は農業用水の必要量を優先確保すべきであるというのが

用水連合の考えである。

戦後、農耕技術の進歩や農業の機械化、田植え期間の短縮、水稲開花期までの大量灌水などによって農業用水の使用量は増加していた。また、古来、庄川と深い関係にある南砺山麓・砺波北部地域などでも土地改良が進み、補給水を必要としていた。こうした将来の増加分も含めた必要量を確保した後に、発電に利用すべきであると主張した。

県は、合口堰堤は県有財産であり、合口用水は当初の水利権量で充足されているとの判断であった。和田川総合開発計画は「富山・高岡新産業都市建設計画」の基礎的な条件を整備する最も重要な事業に位置付けられており、頓挫させるわけにはいかなかった。

関西電力は、庄川右岸の発電の権利は中野発電所と同じく既得権であるとしていた。合口堰堤の築造には半額を負担しており、水門の操作や施設の保全など事実上、管理責任を負ってきた。用水側へは従来のかんがい用水を供給するだけでよく、発電事業は所管庁の認可をとれば実施できると考えていた。

このように用水連合、県、関西電力がそれぞれの立場から主張し、和田川分水問題をめぐる論争は昭和36年（1961）から4年間も続いた。その中で三者は時代が要請する新しい水利利用秩序の確立を目指して努力を重ね、同4年には三者合意が成立して解決を見た。三者合意の協定書の主旨は、各用水の水利用実態調査を踏まえ適正な使用水量を優先して確定し、その結果和田川総合開発計画に必要な水量が不足する場合、県は庄川の支流利賀川においてその不足する水量を開発するというものであった。

## 境川ダムの建設

三者協定により農業用水の優先取水が保証され、沿岸農民の不安は解消された。ただし、庄川合口用水の昭和35年（1960）から同38年までの4カ年の期別平均取水実績を元に、和田川総合開発計画を含めた庄川の水収支を行った場合、和田川計画の必要水量を満たすことができないという根本的な問題が残っていた。

庄川の水利用計画において最も基本的な前提条件となる庄川合口用水の必要水量の確定については、昭和46年から3カ年間にわたって実態調査を実施



和田川庄東第2発電所



境川ダム



和田川総合開発の概要図（昭和39年）

和田川総合開発計画の内容（昭和39年の最終案）

洪水調節計画	ダム地点計画洪水量 120m <sup>3</sup> /sec	貯水量 1,200千m <sup>3</sup>
かんがい乾田化	射水乾田化用水補給面積 2,405.3ha	
上水道計画	1日最大給水量 75,000千m <sup>3</sup>	
工業用水計画	最大給水量 3.70m <sup>3</sup> /sec	日量 300千m <sup>3</sup>
発電計画	庄東第1 最大 70m <sup>3</sup> /sec	23,000kw
	庄東第2 最大 50m <sup>3</sup> /sec	7,900kw

【富山県土地改良史】より



三者協定書調印（知事室にて、昭和40年7月28日）



用水確保大会（昭和38年9月25日）



# 用水路の整備と水利利用の合理化

## 基幹水路の改良

庄川用水合口事業によって各用水は安定取水が可能になったが、いずれの用水も藩政時代に開削された水路が大部分で、第二次大戦中は水路の管理も十分に行われず、老朽破損が著しかった。

戦後の食糧危機にあつて、食糧増産は農業改革への重要課題として位置付けられた。昭和24年（1949）、農業基盤整備に向けて土地改良法が制定され、昭和26年には積雪寒冷地帯振興臨時措置法が制定されたことで、団体営土地改良事業への国庫補助の道が開けた。農地解放により自作農となった農民の生産意欲は高く、砺波平野ではまず用排水施設の整備改良が推進された。

昭和22年より二万石用水改良事業が施行されたのははじめ、出町外六ヶ村用水、庄東用水、庄西用水、砺波中部用水、砺波北部用水の各幹線用水路の改良事業が順次、県営で実施された。基幹的な農業用水路が近代的な施設に改良されたことによって、農業用水の安定確保と維持管理労力・費用の軽減が図られた。

## 山麓地帯を潤す南砺用水

井波・井口・城端の山麓地帯は整備された用水路がなく、かんがい用水は背後の山々からの小溪流に頼っていた。安定した補給水源を確保することが長年の悲願であったが、昭和30年代に入り、御母衣ダムの築造、和田川・小矢部川の両総合開発計画を契機に山麓一帯の用水不足の解消を図ろうとの動きが強まった。

小牧ダムを取水源とすることに決まると、関西電力(株)の同意が得られたので、昭和40年より南砺山麓用水補給事業が県営で施工された。途中、大小の河川、溪流を横断して用水路を開設するため、隧道や水路橋などが連続する難工事となった。庄川では和田川総合開発の新規取水要望もあったが、これより先に水利権を獲得し、同47年春より通水を開始した。

## 県営かんがい排水事業庄川地区

昭和36年（1961）に農業基本法が制定されて以来、営農の合理化・省力化と水田の汎用化を目的とするほ場整備事業が各地で進められた。37年度には、県下のトップを切つて砺波市東野尻地区ではほ場整備事業が実施され

た。また、扇状地の砂礫浅耕土地帯で流水客土の施行により有効土層の増加などの成果をあげたことから、以後、

砺波平野のほ場整備は飛躍的に拡大し、50年代後半までに砺波平野全域にわたりほ場整備がほぼ完了した。

ほ場整備事業による用排水分離と乾田化にともない使用水量が増加し、水量配分の円滑化が求められた。

こうした問題に対処するため、昭和50年度、県営かんがい排水事業庄川地区が着工された。老朽化が進み、通水能力の不足と漏水ロスが指摘されていた庄川左岸の上流3用水（山見八ヶ、新、二万石）は、鉄筋コンクリート水路に改修し、個別取水から圧力管の共同用水路による一括取水方式に改めた。そこで生み出された余剰水を農業用水や砺波広域圏の上水道用水にあてることとした。

平成6年（1994）度には事業の主要な施設がほぼ完成した。事業による水利利用の変更や南砺用水の水利利用の確定により、合口用水の水利権が変更された。

一方、砺波広域圏では上水道用水の取水量を増量する水利権の変更も同時に行われ、長年の水利利用問題がようやく解決をみた。

成11年度に完成した。

## 農業用水利用の小水力発電

昭和50年代のかんがい排水事業等によって農業基盤整備事業が著しく進展し、多くの施設が造成された。大型化・高度化した施設の維持管理を人力による機器操作から電力利用に替える必要があったが、動力源の電力を手近に得る方法がなかった。

昭和58年（1983）度に農業用排水路整備の一工程として水力発電施設の造成・整備が行える制度が創設されたので、県営かんがい庄川右岸地区の計画を変更して小水力発電を取り入

れることにした。昭和62年、砺波市安川の庄川合口右岸幹線水路に完成した安川発電所は、流れ込み式発電所としては全国初の施設であった。

さらに、二万石用水が示野地区内において約10メートルの遊休落差が生じていることに着目してダム水路式の示野発電所を建設し、平成11年（1999）度に完成した。いずれも、発電した電力は全量を北陸電力(株)に売電し、施設が必要とする電力はその場所で供給を受けるシステムである。農業用水に付設された水力発電は再生可能なクリーンエネルギーであり、土地改良施設の維持管理費の軽減に貢献している。



ほ場整備後の砺波平野

県営かんがい排水事業、完了地区の概況（「富山県土地改良事業の概要」より）

地区名	関係市町村	関係面積 (ha)	着工年次 完了年次	主要工事
庄川用水合口	庄川町、大門町、井波町、小杉町、福野町、富山市、砺波市、小矢部市、高岡市	9,079	昭2 昭18	堤路 1カ所 水路 5,027m 路用 7,464m 併用 最大7,200kw 電所 常時1,300kw
二万石用水	庄川町、井波町、福野町、砺波市、小矢部市	2,018	昭22 昭28	用水路 16,352m (分水場5カ所を含む)
出町外六ヶ村	砺波市、庄川町、小矢部市	1,221	昭24 昭27	用水路 6,804m
庄東用水	庄川町、砺波市、高岡市、大門町、小杉町、富山市	2,403	昭27 昭38	用水路 27,912m
庄西用水	砺波市、高岡市、小矢部市	3,534	昭29 昭40	用水路 30,577m
砺波中部	庄川町、小矢部市、福野町、城端町、井口村	2,633	昭32 昭43	排水路 47,844m
南砺山麓	井波町、城端町、井口村	1,181	昭40 昭48	取水工 600m/m パイプ 12,943.3m 路 5,707ha 量 1,160,595m <sup>3</sup>
砺波	砺波市、高岡市、庄川町、井波町、福野町、大門町	5,707	昭37 昭52	用水路 4,880.7m 1式
庄川右岸	砺波市、高岡市、大門町、庄川町	(4,025.3) 3,662.3	昭54 平2	排水路 220.0m 1式
と な み	砺波市、高岡市	(1,053.6) 947.6	平2 平4	排水路 25,909m 4,536m
庄川	砺波市、小矢部市、庄川町、井波町、福光町、福野町	(3,373.4) 3,216.8	昭50 平11	用水路 1カ所 同機 1カ所 揚水機 1カ所 調整池 1カ所
庄川合口	砺波市他11市町村	11,466.0	平10 平15	用水路 100m 1式
砺波中部	砺波市、小矢部市、南砺市	1,780	平元 平19	排水路 22,916m 調整池 3カ所



安川発電所水車発電機



示野発電所



共同用水路の管路工事（砺波市庄川町金屋地内）



南砺用水庄川サイフォン水管橋（砺波市庄川町小牧地内）



# 地域の暮らしを支える農業用水

## 水と緑に恵まれた散居村

庄川沿岸流域の歴史は庄川の水利利用の歴史でもある。先人たちは水との関わりを通して水を治め、扇状地の隅々まで用水路を張り巡らしていった。源流の森ではくまれた庄川の水はこの用水路を通して大地に運ばれ、人々の生産活動と暮らしを支えてきた。

砺波平野にみられる散居村は、扇状地に用水路を開削しながら農地を開いていった先人たちの足跡を示すものであり、住居の周りに耕作地をもつという当初からの形態はほぼ整備後も維持された。屋敷林に囲まれた農家が点在



散居村

する美しい風景は、日本の農村の原風景ともいえる文化的景観である。

庄川の水利利用はかんがい用水や木材の流送に始まり、発電や上水道、工業用水などに拡大していった。こうした流域の近代化の歴史もまた農業用水に刻まれている。庄川用水合口事業を前進させるきっかけとなった小牧ダムは、平成14年（2002）、河川ダムとしては全国初の国登録有形文化財に指定された。同16年には、わが国屈指の大扇状地を潤す庄川用水合口堰堤が国登録有形文化財の指定を受けた。いずれも庄川の水利利用を大きく変えた構造物であり、先人たちの夢と英智と汗の結晶である。

## 農業用水の多面的利用

農業用水は水田のかんがいという本来の役割にとどまらず、多方面に利用されている。簡易水道が普及する前は、農家だけでなく一般家庭でもかんがい用水を飲料水として利用してきた。特に庄川扇状地は地下水位が低く井戸を掘るのが困難であったため、家の前まで小水路を引いて飲料水や生活用水に用いてきた。今日でも、農家では農作物や農機具の洗浄にかんがい用水を利用している。

防火用水、消流雪用水、景観保全用水など地域用水として、地域住民に密着して利用されている。富山県内では火災時の消火活動で農業用水を使った件数は約3割を占め大きな役割を果たしている。

また、農業用排水路の分離・整備によって水質汚濁を軽減するなど、農業用水は環境保全の役割を担っている。

農業用水路や水田の周辺に作り出される豊かな水辺の環境は、希少な動植物の生息空間となっている。こうした水辺の空間は田園風景とあいまって、地域の人々にいやしの場、憩いの場を提供している。

このような多面的な機能は農業用水のもっている特徴である。農村地域の都市化や開発による混住化が進むなかで、地域用水機能の高度化に伴い、その適正な利用と維持管理が求められる。

## 地域全体で取り組む維持管理

従来、農業用水路の維持管理は農家を中心とする地域の共同作業によって行われてきた。春の江ざらえは田んぼに通水する前の重要な作業であり、夏季には草取りが欠かせない。農村地域の過疎化・混住化や高齢化によって、

こうした維持管理が年々困難になっているが、庄川扇状地では非農家も含まれた地域住民が連携して組織的に江ざらえを実施している。合口堰堤で1週



しじみの里（砺波市深江地内）



芹谷野用水路に発生するホタル

間ほど止水し、約1万2000ヘクタールにわたる区域で一斉に清掃作業を行うのである。

国民全体で農業用水の役割を認識し



江ざらえ



見学会

農業用水は農家だけでなく、地域住民や都市住民も含めた共有の資産であり、次世代に継承していくべきものである。それぞれの土地改良区では、地域住民による江ざらえや草刈りなどの共同作業を通して農業用水に対する理解を深めてもらう努力が続いている。農業用水に親しみ、地域の歴史について学ぶ機会として、地元の小学生や住民を対象にした用水見学会や体験学習、ウォーキングなどの活動も行われている。

数百年にわたって営々と農業用水路が築かれてきた結果、砺波平野ではどこでも水を得ることができるようになった。水が欠くことのできないものであるからこそ、時には争いも起こったが、時代の要請により水利利用のルールを作りかえてきた。地球規模で「水問題」が深刻化している今日、貴重な水資源としての農業用水の価値を再認識し、散居村の景観とともに次世代に引き継いでいくことが求められている。



チューリップ畑



防火用水（二万石用水路）



農業水利施設の歴史と機能を探訪する水土里ウォーク



疏水百選標柱（鷹栖口用水）



# 先人たちの事跡

## 庄川の川筋を変えた

前田利常(1594~1658)

庄川がいくつもの川筋に分流していた時代、洪水のたびに流れが変わり、流域に大きな被害を与えてきた。堤防を築いてもすぐに洪水で流され、流されては築くということの繰り返しであった。庄川のような急流河川を治めるには、高度な土木技術と莫大な資金、そして河川全体を支配できる権力の登場を待たなければならなかった。

加賀藩3代藩主前田利常は、改作法と呼ばれる藩の農業政策を創案施行し、治水事業を推進したことで知られる。兄・利長の菩提寺である瑞龍寺を



前田利常(那谷寺蔵、高岡市立博物館提供)

水害から守るため、中田川(現・庄川)

を浚渫して流れを移すという大工事は利常の発案である。利常の没後、寛文10年(1670)から44年の歳月をかけて松川除が築造され、庄川の河道は固定された。旧分流跡には用水路が開かれ、砺波平野の開拓が急速に進んだ。

利常は加賀藩の基盤を固めた英明な君主であったが、父・利家が豊臣家の重臣であり、徳川政権下では最大の外様大名であったため、警戒されないように故意に愚君を装ったとされる。

## 芹谷野用水を開いた

折橋九郎兵衛(1638~82)と川合又八(1698)

九郎兵衛は射水郡島村(現・射水市)十村役の二郎右衛門の長男として生まれ、父の存命中から父の名代として十村役を務めた。新進気鋭の青年十村が着目したのは、水の利を得られぬまま荒地として放置されていた芹谷野台地と生源寺野である。庄川から水を引き芹谷野台地を開発するとともに、その落ち水を水不足に悩んでいた射水郡に導くという壮大な計画を立てた。

又八は戸出村十村川合家の4代目で、藩用で不在がちな養父に代わって



川合又八

十村役を代行していた。その支配下にあった芹谷野台地の開発について九郎兵衛から相談を受け、即座に賛成した。

両名は共同でこの企てを藩に願い出て、許された。弁才天付近から延々28キロメートルにも及ぶ大工事は完成まで10年の歳月を要した。中でも、庄川取入口付近の岩盤の掘削や深い谷の懸樋、山の中腹を縫う迂回水路の建設などは難工事であったといわれる。

芹谷野用水の開設により、芹谷野台地と生源寺野には新たに24カ村が生まれた。この開拓は加賀藩においても特筆すべき一大事業であり、藩財政を大きく潤した。

## 庄川用水合口事業を推進した根尾宗四郎(1874~1944)

根尾家は庄下村矢木の豪農である。宗四郎は石川県津幡町の岩井家より養子として迎えられ、8代宗四郎を襲名した。庄下村長、庄下村農会長を長く務めたほか、富山県農会長、富山県信用購買販売利用組合連合会長、富山県会議員・議長、中越銀行頭取も務めた。特に、農業の振興と村民の教育に熱心に取り組んだ。

村長として新又口用水の管理者でもあった宗四郎は、小牧ダム築造によって用水事情が悪化すると考え、庄川用水合口事業を提唱した。庄川合口用水期成同盟会長に選ばれたからは、電力会社や各用水関係者と粘り強く協議を重ね、幾多の問題を解決していった。かんがい用水の取水量を確保するために小牧発電所の放流量について覚書を交わし、ダム建設に伴う用水に対する保証金を地元負担に充当するなど、宗四郎の尽力によるものである。高潔な人物として知られ、上流用水・下流用水間の利害対立を乗り越えて団結できたのは宗四郎の人柄によってのみなしかつといわれている。



根尾宗四郎

## 合口を決定づけた小牧ダムの建設者・浅野総一郎(1848~1930)

水見郡数田村の医師の家に生まれ、24歳のとき事業に失敗して上野。裸一貫の水売りから出発し、浅野セメントの設立をきっかけに浅野造船所など多数の会社を設立、一代で浅野財閥を築いた。水力発電には早くから着目し、明治39年(1906)、関東水力電気を創設して利根川など多くの河川で発電所を建設した。庄川の水力発電計画は、日本海側の電力を太平洋側へ供給するという、当時としては破天荒の構想であった。大正初年、浅野は自ら庄川の堤防に立ち、水量豊かな激流を眼下に見下ろしながら「おお、黄金が流れる、黄金が流れている」と絶叫したと伝えられている。

当時、日本には大型ダムと大出力の発電所の施工経験がなかったため、アメリカのストーン・アンド・ウェブスター社に工事を委託した。浅野が郷土に夢見た「東洋一」の小牧ダムは庄川の流れを大きく変え、合口事業にも一大転機をもたらした。



現地踏査の浅野総一郎(右)

## 新しい水利用秩序を確立した砂土居行雄(1909~2000)

東砺波郡野尻村本江(現・南砺市)で農業と清酒醸造業を営む砂土居家の長男に生まれた。明朗快活で円満な人柄、卓越した先見性と合理性によって若い頃から地域住民の信望が厚く、地方政界での活躍を囑望されたが、一住民の立場で地域に貢献するという信念を貫いた。

二万石用水土地改良区理事長を経て、昭和36年(1961)、庄川用水合口堰堤を水源とする12の用水土地改良区で組織する庄川沿岸用水土地改良区連合(用水連合)理事長に就任。関西電力雄神発電計画に端を発した、いわゆる庄川分水問題では、用水連合の理事長として将来を見据えた農業用水の確保に向けて持ち前の合理性と信念で県との折衝にあたり、合口堰堤を軸とした新しい水利用秩序の確立に導いた。また昭和48年には、砺波広域圏の要請を受け、農業水利施設の合理化によって節約された水量を上水道用水にあてるなど、水資源の有効利用にも先駆的な役割を果たした。

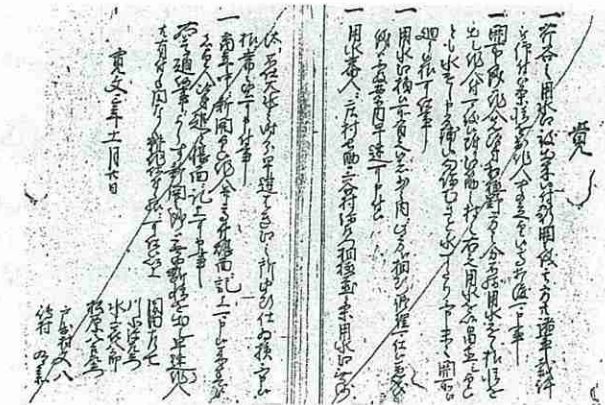


砂土居行雄

## 南砺用水の加入承認

庄川用水連合 水利権問題は解決へ

庄川用水の取水、より有効に利用して自給自足用水連合(以下自給用水連合)が、(株)庄川用水連合(以下庄川用水連合)に加入する。これは庄川用水連合の水利権問題の解決に重要な一歩である。庄川用水連合は、庄川用水の取水権を有する庄川沿いの各用水組合(以下用水組合)の加入を認め、これにより水利権を統一する。庄川用水連合は、庄川用水の取水権を有する庄川沿いの各用水組合(以下用水組合)の加入を認め、これにより水利権を統一する。庄川用水連合は、庄川用水の取水権を有する庄川沿いの各用水組合(以下用水組合)の加入を認め、これにより水利権を統一する。



芹谷野用水着工の際の覚書

水利権問題の解決を報道する新聞記事(富山新聞、昭和51年1月31日)



# 庄川沿岸用水年表

和暦・西暦	年月	事項
応永13 (1406)	6	庄川大洪水で流路が変わり、野尻川が庄川の本流となる。
天正13 (1585)	8	砺波・射水・婦負郡が加賀藩領となる。
天正13 (1585)	11・27	大地震のため庄川河身変更、中田川(現・庄川)へ流れ出す。
承応2 (1653)	6・22	柳瀬川への流水が多くなり、藩は中田川の浚渫を命じる。
明暦1 (1655)	3	庄川江筋江高上書。
寛文3 (1663)	3・3	川合又八、折橋九郎兵衛、芹谷野用水開設着手。
寛文9 (1669)		庄川出水、中田川河身となる。
寛文10 (1670)		藩は庄川治水のため千保川・野尻川・中田川の支流を締め切る松川除の築堤に着手。
延宝元 (1673)		芹谷野用水路、開設完成。
延宝7 (1679)		鷹栖口用水、弁才天前に開設。
貞享4 (1687)		三合新用水、水路隧道が完成。
宝永7 (1710)		山見八ヶ用水は新用水に編入され、分派用水となる。
正徳2 (1712)		鷹栖口用水、古上野村地内の用水をわけて四つ口とする。
正徳4 (1714)		庄川洪水。
正徳4 (1714)		庄川上流の3川締め切り、弁才天前改修工事完了。
正徳5 (1715)		野尻岩屋口、普請材木の拝領を願い出る。
享保2 (1717)		射水郡六ヶ用水の開設許可、享保12年に通水。
享保13 (1728)		庄川洪水。
元文1 (1736)		庄川洪水。
寛保3 (1743)		野尻岩屋口と新用水の取入口を合口、3年後に完成。
明和9 (1772)		庄川洪水。天正13年以後最大。
安永3 (1774)		野尻岩屋新用水へ鷹栖口、若林口の両口の合併を命ぜられたが、3口井肝煎、村肝煎が異議上申。
天明3 (1783)		野尻岩屋口用水へ鷹栖口用水との合口を命じる。
天明6 (1786)		鷹栖口用水、野尻岩屋口用水の江下異議により単独通水。
文化4 (1807)		松川除堤防の根固めとして松の木を植樹。
文化5 (1808)		若林口七の輪より取水し鷹栖口と分口。
文化8 (1811)		庄川洪水で野尻岩屋口、新用水の取入堰流失。
文化9 (1812)		鷹栖口横江野村島江筋掘り立て。
文政3 (1820)		舟戸口用水開削、当初は新開用水と称した。
文政5 (1822)		六ヶ用水の分水認められる。
文政8 (1825)		山見八ヶ用水、庄川より取水する別立となり、外形上独立の用水となる。
文政10 (1827)		野尻岩屋口用水、江底掘り込み工事着手。
天保10 (1839)		特別用水のほか工事費補助金は廃止となる。山見八ヶ用水は特別用水に

和暦・西暦	年月	事項
大正15 (1926)	11	通常県会で合口事業費2367千円可決。
昭和2 (1927)	5	小牧発電工事、水路変更の件条件を付して認可。
昭和2 (1927)	11	東山見村に合口事務所を開設。
昭和3 (1928)	1・7	小牧発電後の放水量を定める。
昭和3 (1928)	3	庄川用水合口事業に着手。
昭和3 (1928)	6・11	庄川筋用水合口計画調査のため農林省酒井技師来郡。
昭和4 (1929)		千ばつで千保柳瀬口と針山口へ分水。
昭和5 (1930)		日本拓業、黒部川電気の発電企業契約の全部を継承。
昭和5 (1930)		衆議院本会議で庄川流木問題上提議論議。
昭和5 (1930)		小牧発電所の放流水について用水側と覚書交換。
昭和5 (1930)		合口事業の地鎮祭及び起工式を弁財天接続広場で挙行。
昭和5 (1930)		小牧ダム、湛水開始。
昭和7 (1932)		第2回事業計画変更を県議決。県営庄川合口発電計画変更の手續完了。
昭和8 (1933)		流水問題で対抗していた木材側と発電側に乱闘が起り、双方に負傷者数十名。
昭和8 (1933)		木材側と発電側、円満解決。
昭和8 (1933)		合口堰堤工事着手。
昭和9 (1934)		庄川出水、被害地域12カ村に及ぶ。
昭和9 (1934)		左岸幹線水路完工、発電開始。
昭和14 (1939)		左岸幹線水路の通水開始。
昭和15 (1940)		右岸合口事業完工。
昭和16 (1941)		庄川用水合口事業完了。
昭和18 (1943)		県営一万石用水改良事業着手。
昭和22 (1947)		県営出町外六ヶ村用水改良事業着手。
昭和24 (1949)		一斉に土地改良法実施、各単位土地改良区を設置。
昭和27 (1952)		県営庄東用水改良事業に着手。
昭和27 (1952)		右岸発電につき庄川沿岸用水土地改良区連合と中越パルプ工業会社とで契約。
昭和29 (1954)		県営庄西用水改良事業着手。
昭和32 (1957)		砺波中部用排水事業着手。
昭和32 (1957)		御母衣ダム着手。
昭和35 (1960)		南砺山麓地帯用水補給事業促進期成同盟会結成。
昭和35 (1960)		関西電力、雄神発電所建設認可申請。
昭和36 (1961)		庄川沿岸用水土地改良区連合、県に対し庄川の水利用について陳情。
昭和37 (1962)		砺波地区流水客土事業着手。
昭和37 (1962)		県下のトップを切って東野尻地区ほ場整備始まる。
昭和39 (1964)		和田川総合開発事業計画概要説明会。
昭和40 (1965)		和田川分水にかかわる三者協定に契約調印。

和暦・西暦	年月	事項
弘化2 (1845)		認定。
弘化4 (1847)		前堰(現・一番堤)に松の木を植樹。
元治元 (1864)		針山口用水、安川地先に取入口を新設。
明治14 (1881)		若林口用水の申し出により鷹栖口用水と合口。
明治14 (1881)		若林口用水、鷹栖口用水と協議の上、再度合口。
明治14 (1881)		庄川出水、各用水に被害。
明治21 (1888)		新又口用水、取入堰の庄金剛寺村舟渡場への移行について渡船業者と争う。
明治22 (1889)		市制および町村制施行。
明治23 (1890)		水利組合条例を公布。
明治24 (1891)		針山口諸用水合併。
明治24 (1891)		砺波郡を東西に分ける。
明治29 (1896)		庄川洪水。
明治29 (1896)		針山口用水全地域合併。
明治29 (1896)		舟戸口用水と鷹栖口用水との間で石合戦騒動。
明治29 (1896)		野尻岩屋口用水と新用水の対立につき和解。
明治32 (1899)		庄川筋に河川法施行。
明治33 (1900)		各用水ごとに普通水利組合を設立。
明治35 (1902)		針山口・中田川両用水合同につき取入水門改修。
明治38 (1905)		山見八ヶ用水に対し、二万七千石用水は仮工事をなし水車1台新設。
明治40 (1907)		若林口用水と鷹栖口用水が分離。
明治40 (1907)		庄川河身拡張、雄神橋を架設。
明治42 (1909)		鷹栖口用水と舟戸口用水が合堰で取り入れ。
明治44 (1911)		柳瀬口用水が千保口用水に合口、千保柳瀬合口用水となる。
大正5 (1916)		浅野総一郎、庄川発電につき水利使用を出願。
大正5 (1916)		山見八ヶ用水、2台の水車で揚水。
大正8 (1919)		浅野総一郎、庄川水利使用認可を受ける。
大正9 (1920)		庄川用水合口事業計画発表。
大正12 (1923)		左岸下流5用水の合口を図るため県知事宛に請願書提出。
大正14 (1925)		左岸合口用水期成同盟会結成、根尾宗四郎会長となる。
大正14 (1925)		二万七千石用水組合、条件付きで合口施行に同意。
大正14 (1925)		二万七千石用水の合口条件について下流用水との協定のため混合委員会を開催。委員会開催は12回に及ぶ。
大正15 (1926)		用水合口左岸側合口施行を確定、二万七千石用水は妥協案を容認決定。
大正15 (1926)		右岸用水合口期成同盟会結成、島村次代表理事となる。
大正15 (1926)		六ヶ用水、単独条件を撤回し合口賛同を表明。

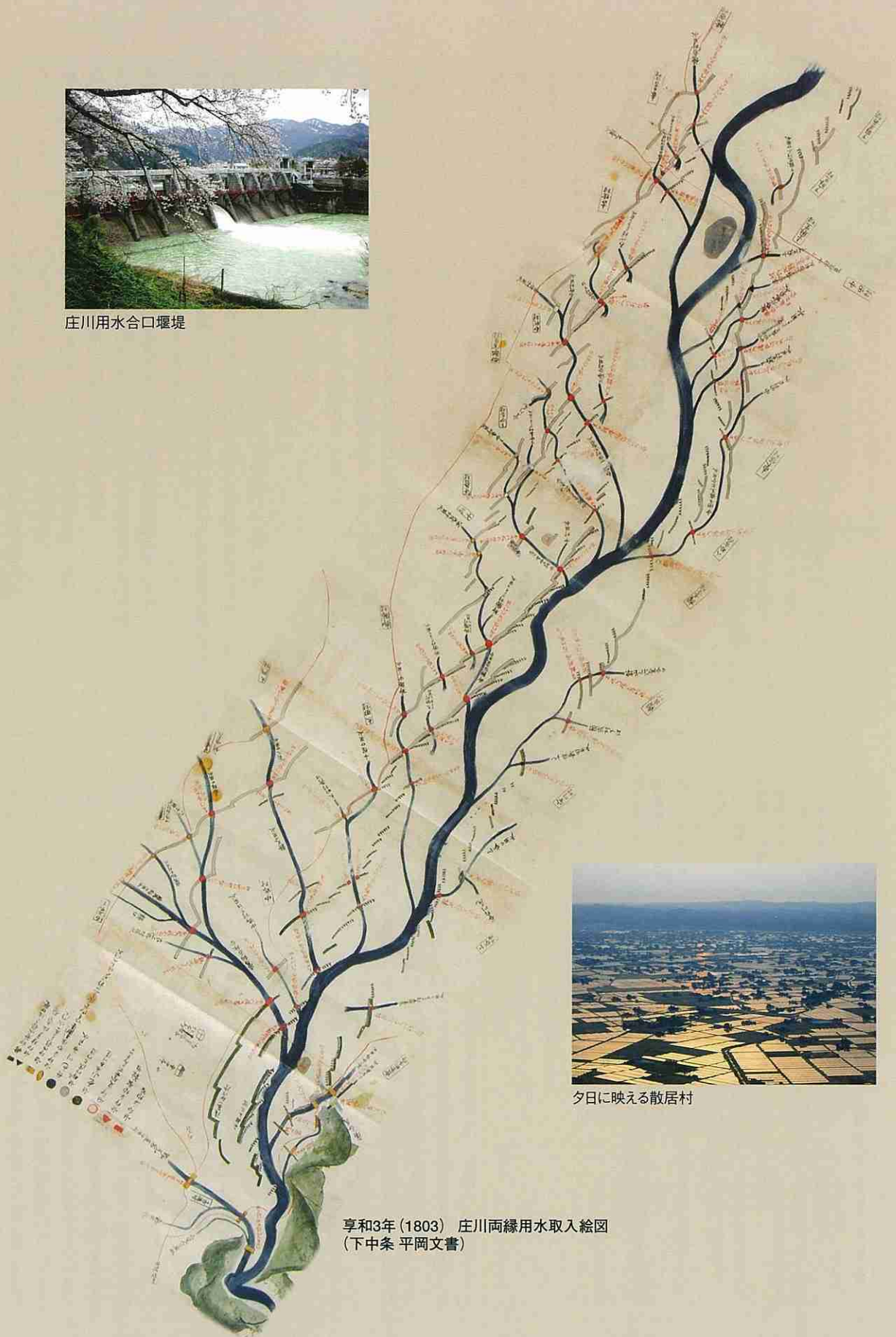
和暦・西暦	年月	事項
昭和41 (1966)	6・4	南砺山麓用水補給事業起工式。
昭和42 (1967)	3・25	雄神発電所、発電開始。
昭和44 (1969)	6・1	和田川共同用水路完成。
昭和47 (1972)	5・11	南砺用水かんがい通水開始。
昭和50 (1975)	10・28	県営かんがい排水事業庄川地区起工式。
昭和51 (1976)	10・1	砺波広域水道通水開始。
昭和54 (1979)	3・29	山見八ヶ用水、小牧取水変更協定調印。
昭和55 (1980)	4・21	庄川かんがい共同用水路通水式。
昭和55 (1980)	10・16	射水平野土地改良区、六ヶ用水土地改良区を吸収合併。
昭和57 (1982)	10・27	南砺用水土地改良区、山見八ヶ用水土地改良区を吸収合併。
昭和62 (1987)	11・18	安川発電所完成。
平成5 (1993)	11	境川ダム竣工。
平成7 (1995)	9・1	庄川用水合口堰堤、全水門改修工事完了。
平成11 (1999)	1・25	県営かんがい排水事業庄川地区完成。
平成15 (2003)	2・3	芹谷野用水土地改良区・三合新用水土地改良区・針山口用水土地改良区が合併し、庄東用水土地改良区を設置。
平成16 (2004)	9・1	南砺用水土地改良区・新又口用水土地改良区・二万石用水土地改良区が合併し、庄川上流用水土地改良区を設置。
平成18 (2006)	2・2	庄川合口堰堤が国の登録有形文化財の指定を受ける。
		農林水産省の「疏水百選」に鷹栖口用水が選ばれる。

主要参考文献	若林口用水普通水利組合
若林口用水沿革史	神田孝一／著
砺波市史	南砺市史編纂委員会／編
庄川合口用水史	庄川合口用水史編纂委員会／編
庄川町史	庄川町史編さん委員会／編
山見八ヶ用水史	山見八ヶ用水史編纂委員会／編
二万石用水史	二万石用水史編纂委員会／編
鷹栖口用水史	鷹栖口用水史編纂委員会／編
庄川合口50年誌	庄川合口50年誌編纂委員会／編
砺波市史 史料編1・5	砺波市史編纂委員会／編
芹谷野用水誌	中村睦夫／編
千保柳瀬合口用水史	千保柳瀬合口用水史編纂委員会／編
庄川町史総巻	庄川町史編さん委員会／編
針山口・中田川用水の歩み	針山口用水土地改良区／編
富山県土地改良史	富山県土地改良史編さん委員会／編
近世砺波平野の開発と散村の展開	佐伯安一／著
	桂書房





庄川用水合口堰堤



夕日に映える散居村

享和3年(1803) 庄川両縁用水取入絵図  
(下中条 平岡文書)



砺波平野疏水群 庄川沿岸用水  
平成21年3月 発行

発行 庄川沿岸用水歴史冊子編さん委員会  
(富山県耕地課/砺波農林振興センター/水土里ネット富山〈富山県土地改良事業団体連合会〉  
庄川沿岸用水土地改良区連合)

事務局 水土里ネット富山 〒939-8214 富山市黒崎17番地  
TEL076-424-3300 FAX076-424-3332 URL:<http://www.tomidoren.jp>

編集協力 青青編集

印刷 富山スガキ株式会社

本冊子は農業用水水源地域保全対策事業普及促進の一環として作成したものである。